

琉球大学学術リポジトリ

清国（洋務派）の対日外交と琉球問題

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-04-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西里, 喜行, Nishizato, Kiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/335

清国（洋務派）の対日外交と琉球問題

西里喜行

目次

はじめに — 本稿の課題 —

- 一 琉球問題再交渉指令前後の対日論策
 - (一) 宍戸公使の帰国と清国側の対応
 - (二) 日本遠征論と辺防重視論
 - (三) 何如璋・薛福成の対日論策
- 二 琉球問題再交渉への模索と琉球人の動向
 - (一) 日清両国内の交渉解決志向
 - (二) 李鴻章・竹添会談とその周辺
 - (三) 琉球人の二分割案への対応
- 三 壬午事変後の東征論争と琉球問題
 - (一) 朝鮮・琉球問題をめぐる東征論争
 - (二) 黎庶昌・松方会談と球案弁法
 - (三) 壬午事変後の琉球人の動向
- 四 清仏戦争期の越南救援論と琉球問題
 - (一) 越南の危機と日仏同盟警戒論
 - (二) 薛福成の越南救援論と琉球問題
 - (三) 清仏和議反対論と対日警戒論
- 五 甲申政変後の日清提携論と琉球問題
 - (一) 政変の善後処理と琉球・朝鮮同時解決論
 - (二) 李鴻章・伊藤会談と日清和好論
 - (三) 越南・朝鮮問題の「決着」と琉球問題
- 六 日清条約改訂交渉と琉球問題
 - (一) 日本側の改訂要求と清国側の対応
 - (二) 正式交渉の開始とその周辺
 - (三) 日清会談における修約と球案
- 七 日清提携論の帰結と琉球放棄論
— 結びに代えて —
 - (一) 外交当局の対露警戒と日清提携論
 - (二) 黎庶昌の琉球放棄・同盟条約締結論

はじめに — 本稿の課題 —

恭親王奕訢や李鴻章などの洋務派によって主導された一九世紀六〇～八〇年代の清国外交は、軍事的・経済的近代化⇨洋務運動の推進に必要な国際環境を維持するために、対外協調路線を基調に据えないわけにはいかなかった。一八七一年に調印された日清修好条規もその一環であったこと、言うまでもない。しかし、対等・友好条約としての日清修好条規を基調とする清国（洋務派）の対日外交は、七〇～八〇年代に絶えず厳しい試練に遭遇し、内外から揺さぶられた。台湾事件然り、江華島事件然り。とりわけ廢琉置嶼・分島改約交渉前後の琉球問題は、対日外交の基調のみならず清国外交全般を転換させる契機ともなり、他方では明治政府の対清国外交の基調を転換させる契機ともなったと評価されている。

確かに、日清両国は二か月余の外交交渉の結果、八〇年十月二十一日、琉球の二分割と日清修好条規の改訂をセットにした琉球擬稿（以下、分島・均甯条約という）を締結して十日後の調印を約束している。分島・均甯条約の締結は、第一に宗主国が属国の分割に関与したという点で、第二に対等条約としての日清修好条規を清国に不利な不平等条約へ転換・変更させたという点で、画期的意義を帯びていたといえる。しかし、一旦締結して調印を約束したにもかかわらず、清国側が遂に調印を回避せざるを得なかった背景には、清国亡命中の琉球人たちが李鴻章や総理衙門に対して琉球分割反対の断固たる意志を表明し、琉球全面復旧の請願運動を繰り返していたという事情があったことについては、すでに前稿で説明した。

亡命琉球人⇨向徳宏（幸地朝常）の李鴻章に対する「泣訴」、李鴻章

の調印反対への態度約変を契機に展開された清国内の調印可否論争は、最終的には、左宗棠によって「二分割案のままでは琉球復旧は不可能、改約の一体均甯も睦誼に役立たず再検討すべし」と総括された。左宗棠の総括を踏まえて、八一年三月五日（光緒七年二月六日）次のような上諭が下されたのである。

原議の商務は一体に均甯せしむとの一条は、日本の約章には無き所たり。今、西国の約章に援照して弁理せんと欲すれば、尚お必ずしも行うべからざるには非ず。惟だ此の議は球案に因りて起り、中国は球を存するを以て重と為す。若し議する所の如く両島を画分すれば、球祀を存するの一層に於て、未だ妥善に臻らず。總理各國事務衙門王大臣に著して再び日本使臣と心を悉して妥商せしめよ。球案要結するを俟て商務は自ずから議し行ふべし。

この再交渉指令の上諭において注目すべき点は、琉球の存続可能な条件さえ要結できれば改約（⇨欧米諸国並みの内地通商権）を承認すると明示していることである。不平等条約への転換・変更を容認することは清国にとって外交全般に関わる重要問題であったはずであるが、伝統的な冊封体制を維持することはそれ以上に重要な問題と意識されていたわけである。かくて、琉球問題は冊封体制維持の課題としてその原点に位置づけられたことにより、朝鮮・越南問題とも密接に関わらざるを得ず、また分島・均甯条約を契機として不平等条約への転換を容認するかどうかの問題とも関連せざるを得なくなる。ここに、分島・均甯条約の調印回避から日清戦争に至る清国の対日外交において、琉球問題が重要な位置を占め続ける必然性があったといえる。にもかかわらず、従来、分島・均甯条約の調印回避によって琉球問題は自然消滅し、もはや八〇年代の主要な外交課題から取り外されたかの如くみなされ、清国外交史におけ

る重要な課題として検討されることがなかったのは何故であろうか。

むろん、この時期の清国外交の最大の課題として浮上したのは朝鮮・越南問題であるが、その原点到位置する琉球問題も絶えず関連的に外交課題へ組み込まれざるを得ない必然性を帯びていたことに注目すべきであろう。さらに注目すべきことは、この時期の清国外交の方向が欧米列強や日本の対清国外交によって規制されただけでなく、清国内の政治的諸潮流の動向によっても左右されたことである。対日外交についていえば、すでに日清修好条規の調印前後から、日本を戦略的に仮想敵国として位置づけるか、同盟国として位置づけるかが論議される過程で、対日強硬派対決論と日清提携派同盟論の潮流が形成され、具体的な外交課題をめぐる両論の対立が屢々外交当局を中心とする洋務派主流の妥協派協調論に複雑な影響を及ぼしていることに注目したい。加えてまた、分島・均霑条約の調印を回避させる上で決定的役割を果たしたのが清国亡命の琉球人であったことに示されるように、琉球人の動向も清国（洋務派）の対日外交を左右する一つの要因として無視し得ないであろう。

かくて、本稿の課題は次のように設定される。すなわち、①八〇年代初頭に分島・均霑条約調印回避から日清戦争に至る清国の対日外交において、琉球問題はどのように位置づけられたのか、②この時期の清国の対日外交の基調（とりわけ日清修好条規に対する認識と対応）に転換あるいは変化を認めることができるかどうか、③清国（洋務派）の対日外交は国内の諸政治潮流の外交論策や琉球人の動向によってどの程度左右されたのか、以上三つの視点から、分島・均霑条約調印回避以後日清戦争に至るまでの清国（洋務派）の対日外交を、琉球問題を中心に据えて再検討すること、これである。

一 琉球問題再交渉指令前後の対日論策

(一) 宍戸公使の帰国と清国側の対応

清国内で分島・均霑条約の調印可否論争が展開されている最中の八月一日十五日、日本側全權の宍戸公使は清国側が調印回避の方向へ傾斜しつつあることを察知し、「現在本大臣、国に回らんとす。今後、貴国再び前議（分島・均霑条約）を提せんと欲するも、また既に及ぶなし」と清国側総理衙門へ通告した。その同じ日に、北洋大臣の李鴻章も総理衙門へ書函を発送し、①日本が前議を棄てるといっても琉球問題を停頓させるだけで、兩國の和局の障害とはならない、②ロシアとの間で伊犁問題が決着した後、強迫手段を失った日本はなお宍戸の帰国通告という「虚疑伺喝の伎」に訴えているが、交渉決裂を理由に直ちに戦端を開くことはできない、③万一事件が起きてもわが清国に落度はないから畏れるに足りない」と指摘しつつ、外交ルートを通じて表面上調子を合わせながらも、あくまで調印回避の方向を堅持しようとした。

総理衙門としても、この時点ではまだ上諭が下りないことを理由に、調印を回避せざるを得なかったから、宍戸は遂に八一年一月十七日「球案破約ハ清国側ノ責任ナル旨通告」、一月二十日には北京を出発して帰国の途に着いた。宍戸の帰国は内外で交渉決裂と受け止められ、日清関係の緊張を強めることになるが、伊犁問題の決着がすでに確定的となっていたことから、清国側には比較的冷静な対応が可能であった。南洋大臣の劉坤一も伊犁問題の決着をふまえて「倭使は球案を以て条約を改めんと欲すれば、未だ難を得て蜀を望むを免れず。昨、已に快快として京を出ずるも、また甚だしくは伎倆なきを要す。ただ慎しみてこれを防ぐ

のみに」と指摘している。駐日公使の何如璋と張斯桂も八一年二月九日付の総理衙門宛書函^(二三)において、宀戸帰国後の日本国内の動向をふまえつつ、①日本は最近清露交渉の結了を知り、清国が琉球問題を大義名分として日本を攻撃するのではないかと甚だ驚懼していること、②宀戸の帰国を催促して金剛艦を派遣したのは、八方手を尽くしてわが清国を脅かし日本の要求を呑ませるためであったが、金剛艦を派遣した後別に何の挙動もないこと、③宮本小一外務書記官を北京へ派遣することにし、宀戸に代わって琉球問題を交渉させるつもりらしいことを指摘して、日本が琉球問題の早期解決を望んでいる旨報告している。

何如璋らの報告は李鴻章らの調印延期・再交渉論に有力な論拠を与え、交渉担当者の総理衙門を益々窮地に立たせることになった。とはいえ、総理衙門は八一年二月二十三日の上奏において、「日本は琉球を侵滅し、気焰日に張り、朝鮮を窺伺するの意なきを保し難し。而して朝鮮と逼処する者、俄尤も甚だしきと為す。…或は謂う、その志を中国に得る能わざれば、必ずや将に威を朝鮮に遇うせん、と。臣等時勢を黙揣するに、日本の患よりもさらに迫ると為すに似たり。…中国の兵力は暫く兼顧し難し」と強調して、伊犁問題が解決したとしてもなお朝鮮問題があることに注意を喚起し、日本とロシアとの二面作戦を避けるためには分島・均管条約の調印も止むなしとの持論に固執している。しかし、大勢はもはや動かし難く、左宗棠の総括的検討を経て、八一年三月五日、再交渉指令の上諭が下されるに至ったことは周知の通りである。他方で、清廷は日本が口実を設けて強迫行動に出ないとも限らないことを考慮し、同日李鴻章・劉坤一らに沿海各省の防務を嚴重にすべしと指示した。日清関係の一定の緊張を背景に、その後も同趣旨の上諭が繰り返し出されることとなる。

(二) 日本遠征論と辺防重視論

宀戸公使の帰国、清国側の調印回避・再交渉指令の上諭を契機に、琉球問題をめぐる日清関係の緊張が内外の注目を集めた。清国の内部では、すでに分島改約案が浮上した七九年の時点で日講起居注官の王先謙が例外的に日本遠征論を展開したのに続いて、分島・均管条約の調印回避後に、琉球問題との関連で日本遠征論を主張したのは翰林院編修の陸廷獻と雲貴總督の劉長佑であった。

陸廷獻は八一年三月二十九日の上奏^(二六)において、まず日本を「征せざるべからざる」理由として、①日本の十倍もの土地・人民をもつ清国が台湾・琉球の役の如き侮辱を甘受するわけにはいかないこと、②春秋時代に興滅繼絶が二年遅れたことを後世の僞者は非難しているが、琉球滅亡から二年も経過している現在、日本を屈服させなければ琉球を回復できないこと、③日本人は狂人に異ならず、先発して制しなければ明代の倭寇に蹂躪されたような損害を蒙ること、④欧米諸国は通商以来常に清国の動静を窺っているのに、小国の日本さえ制することができなければ益々欧米の輕蔑を受けること、⑤もし琉球の滅亡を坐視すれば、「我が東隅の屏蔽」たる朝鮮もその後につき、安南等の属国も驚懼して二心を抱き、わが清国への忠誠心を失うであろうことの五点を指摘しつつ、さらに「征すべき」論拠として、①清国側に大義名分があること、②日本国内の政治経済情勢の混乱により機が熟していること、③内外情勢は清国に有利であることを挙げて日本遠征論を主張するわけであるが、直ちに遠征軍を派遣すべしというのではない。「今、試みに日本の罪を教え、明らかに通商の各国へ告げ、尋いで一介を遣して以て日本に告げ、その必ず琉球を復して後止むを要め、また東南の各海口に於て、盛んに兵威を張りて以てこれ待つ」というのが陸廷獻の結論であった。

陸廷敵よりも更に積極的に日本遠征論を主張したのは劉長佑である。劉長佑は八一年十一月八日の上奏において、朝鮮・琉球・越南の重要性を衡量しつつ、「清国朝廷は日本を同盟国として寛大に待遇しているのに、日本は同盟条約を破り、台湾で兵を挙げ、わが藩属国の琉球を滅ぼした以上、西洋の万国公法を以てしても必ず日本の罪を問うべきで、琉球問題で日本の罪を問わなければ、将来フランスと越南の戦争に清国は関与しないものと思ひ込ませ、フランスの野心を増長させるであらう」と指摘した後、フランス軍がまだ東京（トンキン）に出動せず、東京が滅びないうちに、「先に日本を討ちて以て琉球を復すべし」「亟かに倭人の罪を正して諸夷の奸を杜ざすべし」と即時日本遠征論を強調する。陸廷敵にしても劉長佑にしても、朝鮮問題や越南問題との関連で琉球回復を重視し、日本遠征論を展開していることに注目すべきであらう。琉球問題を冊封体制維持の原点に位置づけ、琉球回復のために日本遠征を主張する陸廷敵や劉長佑らの対日強硬派はまだ少数派であったとはいえ、この時期の対日外交にも一定の影響を及ぼしはじめる。

もっとも、李鴻章・劉坤一らの洋務派主流は辺防重視論を展開し、日本遠征論に与することはなかった。劉坤一は八一年三月二十六日付の左宗棠宛書函において、①日本は敢えて先に戦端を開かないとしても、琉球問題は遂に未解決となり、琉球問題を藉りて条約を改訂しようとした日本公使は、その困難さを知って退いたこと、②ただ、琉球全土を返還させて再び旧国王を立てることは、恐らく日本がおとなしく聴き容れるはずはなく、もし前説に照らして宮古・八重山だけを割譲して琉球を延命させようとしても、むろん琉球はそれに甘んじないであらうことを指摘し、解決の拠り所がないことを嘆きつつも、「宜しく師を出して東を討ち、中山を恢復すべし」という日本遠征論に対しては、「重洋を遠越

するも勝算を操り難し。況や琉球は藩服を我に与すると雖も、究に唇齒相依依るには非ず。利害の重軽を檢衡すれば、以て上国を勞費するに足らず」と従来の主張を繰返し、万やむを得ない場合には、張之洞の見解を支持することを表明している。張之洞の見解とは、日本が故なく琉球を滅ぼした不義不仁を、万国公法違反として西洋各国へ告発し、日清間の国交を断絶し、日本が攻めて来れば沿海で迎え討つという提案である。

劉坤一はまた八一年五月六日付の呉長慶あての書函においても、「球案未だ結ばざるを以て、中国は宜しく辺防を嚴しくし、遠略に勤むるなかるべし」との呉長慶の見解に賛意を表し、八一年五月二十日付けで主戦論者の王先謙へ差し出した書函においては、前年の劉坤一の上奏を「小を字しむの義に乖る」と批判する王先謙に対して、伊犁問題が未解決の時点では利害の軽重を權らざるを得なかったと弁解しつつ、日本がもし琉球全土を回復し旧国王を立てるのであれば条約改訂（内地通商）を承認すべしとの見解を提示している。ここでは、劉坤一が対日強硬派の批判に押されて琉球問題の解決条件を二島分割から琉球全島返還へ吊り上げたこと、しかし日本遠征論には明確に反対の意思を表明していることに注目すべきであらう。李鴻章もまた琉球問題未解決のために日本が速かに戦端を開くことはない判断しつつも、「球事一日結ばざれば中日の交は固からず、即ち防備は或は疎にすべからず」と主張することにまっぴらである。

伊犁問題決着以前の分島・均幣条約調印可否論争においては、即時調印派の劉坤一と調印延期派の李鴻章は敵しい対抗関係にあったけれども、調印回避・再交渉指令の上諭が出された後には、両者とも日本遠征論に同調せず、辺防重視論を主張するにとどまったことに注目すべきで

あろう。

(三) 何如璋・薛福成の対日論策

この時期の琉球問題をめぐる対日外交に關つて重要な論策を提示したのは、駐日公使の何如璋と李鴻章のブレインの薛福成であった。任期満了後もなお日本に駐在し続けた何如璋は、八一年四月五日付の總理衙門あての書函^(譯)において日本国内の政治状況を報告し、①琉球問題をめぐって最近陸海軍の某将官が対清決戦論を政府へ上書したけれども、岩倉・大隈・伊藤らは財政窮乏のため「主戦不利の説」を堅持して決戦論を駁斥したと自由新聞が伝えていること、②日本の世論は井上毅の「蹶妄」、宍戸の「冒昧」を非難し、日本は清國に無礼な態度をとったので使者を派遣して謝罪すべしというものもいること、③宍戸の煽動、宮本の派遣取り止め以来、日本国内の人心は「驚懼」し、対外問題で議論紛紜としていて、政府当局者にも一定の見解がなく、琉球問題を急いで妥結しようとしても、方向転換し難い状況にあることを指摘するとともに、日清交渉の顛末について次のような見解を提示し、対応策を建議している。

①宍戸は十日も待ちきれずに甚だ無礼な言辭を吐いて煽動したが、これこそ「好を棄て盟を敗る」行為で「曲は固より彼に在る」以上、今また枉げて協議に応じるならば、「その狂傲の心、鷲凌の氣」を増長させ、無益であるばかりでなく損害を蒙る懼れがあること、

②最近の日本の内情を勘案して暫く時間を与え、徐ろに今後の状況を觀察し、もし日本が引き続き人を派遣して「前議」を提起すれば機に乗じて利益誘導し、勢いに乘じて転圜を図るべきこと、

③協議の時期が来れば、清國の意図は「衷に和好に在る」ことを告げ、暗に宍戸の舉動が「輕浮」であったことを論し、予め解決方法を検討し

ておいてその概略を示し、もし相互にまとまる確信がもてれば日本外務省へ文書を送り、使節を派遣して協議妥結するよう要請すべきこと、

④もし相互にまとまる見込みがない場合には、慎重に「封疆を固め益々兵事を修め」て暫く戦時体制を持續すれば、日本も軍備を強化しないわけにはいかないけれども、極めて貧瘠な日本が長いこと持ちこたえるのは困難で、その時に至って使臣に命じて日本と論議させ、それでも清國の要求を承認しない場合には公使召喚・貿易停止を以て迫れば、日本は内乱・戦争を恐れて自らおとなしく清國の要求を聞き入れるであろうこと、

⑤もしそのような事態とならない場合には暫く琉球問題を提起せず、日本側が強く要求していた内地通商権について「我は既に肯えて通融を与えたれば、その修約を商するを求むるの時を俟ちて出て抵制し、此を以て彼に易え、球案結ばざれば商務は終に譲し行わず」との態度を堅持したならば、日本は自ら妥結を求めるであろうこと、これである。

何如璋提案の核心は、琉球問題の解決を急がず、「堅忍の志を持ち、乘すべきの機を待つ」という点にあるが、ここでは琉球問題を条約改正問題とリンクさせ、前者が解決しない限り後者の解決もありえないという戦術を提起していることに注目すべきであろう。

この時期に琉球問題に触発されて精力的に外交論を展開した薛福成も、琉球問題を解決するには情勢の変化を待つべしとの観点から、劉坤一の「球案速結論」や「球案・改約分離論」を批判し、琉球問題はすでに二年間も懸案のまま放置されているが清國にとつて損する所なく、「支展の法」(引き延ばし戦術)こそ有利であるとして、その論拠と対応策を次のように提示している^(譯)。

第一に、今や清露条約の議定によって清國は風上に位置することとな

り、「日本は財匱しく兵寡く、民心靖んぜず」、あえて清國に戦端を開くことのないのは周知の通りで、万一戦端を開いても強弱の差は甚だしく、清國は十分制圧できること、第二に、一旦平穩無事になると気抜けてしまふ清國の積習を打破するには、琉球問題をめぐる「此の敵國の外患を留め」る必要があり、対外的緊張を持續することによって「武備を修め利器を購ひ、人材を儲える」ことができること、第三に、日本が条約改訂を要求してきた場合、琉球全土の返還を条件として利益均霑の一条を認めることにすれば、原議の分島・均霑条約よりも得る所が多く「もし球王を釈放せず球地を讓らざれば、中國もまた終始許すに改約を以てせず」國益を保全できること、これである。

琉球の全面復旧と条約改定の承認をリンクさせるという点では、薛福成も劉坤一や何如璋と同様の見解を示しているが、情勢の変化を待つという点では、何如璋が日本国内の情勢の変化に期待したのに対して、薛福成は清國側の自強の進展度を強調していることに注目すべきであろう。薛福成はまた海防重視論の見地から自強と琉球問題との関連に言及し、「区々たる琉球の故を以て勞費を滋すは可なるか」との設問に答えて、「日本の囹圄る所は並えて琉球には在らず、我の重んずる所もまた琉球には在らず、もし、日本をして琉球を復せしむるも、利器の購入を遽に中止すれば、彼愈々以て我の因循を窺うあらん」と強調している。薛福成にとっては、国内の自強運動の推進こそ目標であって、琉球問題は自強を推進するための手段として位置づけられていたわけである。その限りで、薛福成は冊封体制維持の大義名分論から一歩踏み出したといえるであらう。

むしろ、薛福成も洋務派主流の一人として、冊封体制内の藩屬國の維持を清國外交の課題として重視しているけれども、他方では彈丸黒子の

如き琉球を日本と争つても無益であるとの見解を示しつつ、「中國は宜しく朝貢を食らざるの意を明示し、余地を留めて以て自處し、兼ねてその人の宗社を滅ぼすの故を詰り、大義に仗りて言を執り、仍お自治自強の道に於いて実力整頓すべし」と強調し、宗屬關係の維持よりも自強優先の方向を明示している。さらにまた「萬一琉球復國すれば、中國は將た仍お藩服を以てこれ待つか」との設問に対しても、薛福成は「中國の琉球を保つ能わざるや、地勢これを限るなり。たとえ幸いにして復國するも、また必ず交通の法を設け、持久すべからしむべし。否ざれば即ち中國は朝貢の虚名を以て動もすれば制を日本に受け」るやも知れぬと回答し、琉球独立の方向を示唆したことに注目すべきであろう。

清國外交のなかに日本をどのように位置づけるかという点では、何如璋が日清提携論を志向し続けたのに対して、薛福成は歴史上の「蜀兵提携か呉越対決か」の選択肢を提示し、「外侮」の迫る現在の情勢のもとでは「援を樹てて以て自ら固め」る必要があるもので、日清兩國は「宜しく兵鬪相い親しむの勢あるべし」との観点を明示しつつも、現在の日本の対清國外交は遠交近攻策を採っているので、果たして日清提携が可能かどうかと疑問を呈している。幕末以来の日本の動向について、薛福成は不信の念を表明し、①国内の不平士族の蠢動、清露兩國との対抗などに制約されて、今のところ日本は「軽々しく中國と難を為さず」琉球処分にとどまっているが、日本の狙いは琉球・朝鮮にとどまるものではなく、最終的には清國の豊富な財貨の獲得にあること、②日本は「詭譎」とはいえ清國の動向を視て進退を決めているのは明らかで、清國の自強何如が日清關係を決定することを指摘しつつ、「条約改訂の時に当り多少日本へ讓歩して利益を与え、清國との親厚關係を強めさせるべきではないか」という日清提携論には次のように反論する。——「相い親厚

するの道は平日に布置するに在りて、一朝一夕の故には非ず。中国これに譲るに利を以てするも、彼は且さに恫喝してこれを得たりと謂えは、必ずや歩を得て歩を進むるの心あらん。是れこれを譲るも仍お無益なり」と。このように日清提携論に否定的態度を表明した薛福成は、むしろ米國との提携を志向し、欧米諸國を「外援」とすることができれば、小國の日本などは忽ち清國の命を賤き、横暴傲慢な振舞いをしなくなるであろうと指摘している。

琉球問題再交渉指令が出された時期の対日論策のなかで、薛福成の対日外交論は外交政策の選択基準を自強運動の推進との関わりに置くことにより、日本遠征論や日清提携論を批判する独自の位置を占めていたといえよう。

二 琉球問題再交渉への構築と琉球人の動向

(一) 日清兩國內の交渉解決志向

宍戸の帰國、分島・均霑条約の調印回避は日清兩國內に対決氣運を醸成したが、直ちに日清關係の破局を意味するものではなかった。蓋し兩國とも内外の諸条件に規定されて、外交レベルでは暫くの間互いに相手の出方を窺い、情勢の変化を待つ方針を堅持したからである。宍戸の帰國を命じた意図について、明治政府の井上外務卿は「清政府ニ於テ悔悟ノ感触ヲ起シ、速ニ前議ヲ決行候哉否ヲ試」みるため、「公使ノ退清ヲ以テ日清兩國間ノ交際破壊セシト断定候限ニハ決テ無之候」と指摘しているが、同時にまた「万一清露間ノ葛藤平和ニ帰着セシヨ以テ、其兵鋒ヲ我ニ向ケ戦端ヲ開キ候時ハ、我ニ於テモ不待止遊ル所無之、対戦モ可致候ニ有之」との決意をも示している。

和戦兩様の構えを見せながらも、明治政府自ら日清關係を「破壊」する意図をもっていただけではなく、外交レベルではむしろ日清關係維持の方向を追求し、清國側の対応を注視していた。天津領事の竹添進一郎は八一年四月二十一日付の上海申報に掲載された琉球問題再交渉指令の上諭を見て、「兩島分画ノ論ハ到底行ハレサル事」となると判断しつつも、「総署ハ成ルヘク無事ニ此ノ局ヲ結了スルヲ冀望シテ十分ノ注意ヲ加ヘタルニ相違無之、何トナレハ李鴻章カ尤嫌惡スル所ノ内地通商ヲ、今度我レニ許スヘシト諭示セシヲ以テナリ」と井上外務卿へ報告している。清國が一体均霑（内地通商）を認めたことは交渉解決の希望を表明するものとして、日本側に好意的に受け止められたことに注目すべきであろう。もともと、この時点では竹添領事は琉球王の復旧を「万々難出來事」と判断し、今後琉球問題の「談判ニハ一切取り合ハスシテ到底彼レハ泣寝入りニ付スルヨリ外致シ方無之様、我ヨリ把弄スヘシ」と提案している。とはいえ、清國から一体均霑（内地通商）の承認を得ることは、条約改正を至上命題とする井上外交にとって、避けて通ることのできない課題であったから、その前提条件としての琉球問題の交渉解決をも志向せざるを得なかったのである。

清國側でも東征論などの影響で開戦の噂が流れたりしたものの、宍戸の帰國で戦端が開かれることはないとの観測が一般的で、劉坤一などは八一年六月十六日付の曾紀澤あて書函において「子菴星使（何如璋）は現に日本の外部と法を設けて調停しつつあり。或いは尚お転圜の策あるべし」との情報を伝え、交渉解決への期待を表明している。前述のように、日本滞在中の何如璋は一方で琉球問題の解決には日本國內の情勢変化を待つべしとの待機論を提案しながらも、他方では日本國內の動向に注目し、情報収集に奔走した。八一年七月七日の書函において、何如璋

は次のような情報を総理衙門へ伝えている。①井上外務卿は病氣休暇のため、樞大書記官の鄭永寧と会い、琉球問題について言及し、近い内に外務大輔の上野景範とも面談する予定であること、②日本訪問中のロシアの海軍卿を日本側は大いに優待していること、③朝鮮から派遣された委員と屢々懇談したが、「皆甚だ球案に関心し、再三致詢」したこと、④フランスは安南を奪取しようとしているとの新聞報道があること、などである。

何如璋からの情報で、朝鮮側委員も琉球問題に大きな関心を抱いていることを知った清国当局は、交渉解決へ動き出す必要があると判断し始めたのであろう。八一年の後半以降、清国当局は駐清ドイツ公使フォン・ブランドを仲介して日本側へ琉球問題解決のための再交渉を申し入れ、また明治政府が香港総督ヘンネシーを介して打診した分島・均甯条約を基礎とする解決案を受入れる意向を表明し、さらに何如璋の後任の駐日公使として赴任する黎庶昌に琉球問題の交渉を命じるに至る。

(二) 李鴻章・竹添会談とその周辺

黎庶昌の赴任前後に、琉球問題の交渉解決への模索が清国内でも続けられ、李鴻章と天津領事の竹添進一郎との間で、琉球問題をテーマとした会談が三回も繰り返された。八一年十二月十四日の第一回会談について、李鴻章自身は総理衙門へ次のように伝えている。

「琉球の一案は日久しく尚お定論なし。去冬、津より起程するの時、日本領事の竹添進一、見を求めたれば、人を屏けて密かに球事何の帰結を作すやを詢い、鴻章力めて斥す。それ前に宍戸の為に首謀し、此の局を敗るを致す。今日、鈴を解くはやはり鈴を繋ぐるの人たるべし。此の案を結ばんとすれば、該領事より別に妥法を設け、将来兩國再び会談を

行うべし。先に宍戸と總署の往復文書を得て彼此繳銷し、更端して商量すれば就緒あるに庶からん、と。該領事、唯唯として去る」。

李鴻章はここで分島・均甯条約の規定する二分割案を撤回して再交渉すべしと提案したことだけを報告しているが、竹添領事から井上外務卿へ報告された会談内容によれば、李鴻章の発言は次のような論点にも及んでいた。

第一に、「約定(分島・均甯条約)ハ予ノ破ル所」であって「予カ不承知ナル以上ハ、タトヒ総理衙門ニテ議決スルトモ、決テ出来ル事ナシ」と強調し、当初から李鴻章は分島・均甯条約に反対であったかのようになっていること、第二に、「十年前兩國条約ヲ結ブノ時、総理衙門ハ不承知ナリシカドモ、予ハ深く日本ト和好ヲ結フヲ願フ故ニ、独リ奮テ之ヲ断行セリ。今日ニ至ル迄、其ノ心ハ毫モ変スル事ナシ」と力説し、依然として日清提携論者であることを表明していること、第三に、「予モ琉球ヲ本ノ如ク復封セント望ムニハ非ラス、琉球ニ付テハ貴國ヨリ既ニ着手ニ相成タル土地モ有之事ニ付、其等ノ処ハ一切に關係セス、只小島案を承認する意向を示していること、第四に、「兩國ハ是非共永遠ニ和睦ヲ主トスヘキ間柄ニ付、琉球一件ノ為メ兩國共内心ニ一物ヲ蓄ヘ居ルハ大ニ不宜、仍テ速ニ取局スルヲ要ス」と琉球問題の即時解決を提案していること、第五に、「此件(球案)サヘ相濟ニ於テハ、条約ノ儀ハ改正期限ニテモ又ハ即時ニテモ改正出来ル事ナリ。左スレハ兩國ノ心中相和シ、永遠ニ親睦スルヲ得ルヘシ。若シ此ノ事ヲ貴政府ヨリ肯セサルニ於テハ、条約改正モ決シテ承知セサルノミナラス、終ニ和好ニ至ルノ目途ナシ」と指摘し、琉球問題と条約改正問題をリンクさせる姿勢を明示していること、これである。

ところが、竹添は李鴻章の提案の趣旨を、①清國にとつては「復封ノ名義」を立てることが局面收拾の必須条件であること、②清國へ割譲する南部二島に琉球王を復封し日本の属国とすることの二点であると要約した上で、②を清國側のさらなる譲歩とみなし、日本側も譲歩して尚泰に「祖先ノ墳墓」を守るため「領地幾分ヲ祭祀料」として与えるべしと提案しつつ、次のように強調している。「清國ト条約ヲ改正シ、和好ヲ永遠ニ保全スルニハ、今日ヲ機会ト存候。若シ此ノ機会ヲ失シ萬一清國ヨリ外人ノ仲裁ヲ乞フニ至リ候ハハ、向後条約改正ノ見込絶テ無之而巳ナラス、永ニ相敵視スルノ情ヲ氷解スル事能ハサルヘシ」と。条約改正との関連で琉球問題の決着を急ぐべしと主張する竹添の見解は、李鴻章の即時解決論とも通じ合っていることに注目すべきであろう。

琉球問題と条約改正との関連性を十分認識していた井上外務卿も、明治一四年政変後の内外情勢を踏まえ、第一回の李鴻章・竹添会談の報告を受けて琉球問題の解決に再び意欲を示し、八二年一月十八日付の竹添あて書函において、①琉球王冊立のための「所謂土地ノ幾分」とは宮古・八重山を指すのか、②清國が冊立しようとする人物は誰かの二点について、李鴻章の真意を探知しようとする人物は誰かの二点について、李鴻章の子か親族の一人を冊封することで満足させるべきであるが、「不得已ハ一時尚泰ニ暇ヲ賜ヒ、琉球ニ墳墓ノ地ヲ見舞フニ託シ、夫ヨリ彼ノ切望ニ依テ清國ニ転籍セシメ候上ニテ、清政府ノ之ヲ封立スルヲ默認スルカ如キ事ニ致シ候ハハ、或ハ不可ナル無カルヘシ」との見解を伝え、尚泰冊立を黙認する線まで譲歩する意思を示した。同じ頃、何如璋が右大臣岩倉と会談した際、岩倉も「琉球問題を新たに協議したい。日本は再び若干の譲歩を行うつもりだが、どのような解決法を提案するかについてはまだ言えない」と述べたと言われる。

井上外務卿の指示を受けた竹添は再び李鴻章を保定府に訪ね、八二年二月十七日第二回の李鴻章・竹添会談を試みた。会談のなかで竹添は井上外務卿の指示に従い、「仍お前議に照して南二島を分割するも、但、加えて琉球國王尚泰の子若しくは親屬をして、南島に徙居せしめ、中朝に転籍して仍お冊封を受けしめ」という案を提示したところ、李鴻章は「中南二島を授て仍お尚姓に給し、或いは琉球は仍お兩属に係れば嗣後中日兩國共に保護を為すと議明する」案を主張して譲らず、李鴻章案ならば「十ノ七八分」の可能性、竹添案ならば「三分位」の可能性しかないと示唆している。李鴻章が中南二島の尚姓への全面返還を主張しながらも、二分割案を全面否定していないのは、妥協の余地を遺しておきたいという配慮の現れと見るべきであろう。総理衙門に対しては「中南島を以て尚姓に全還せんと欲すれば、終に辨じ到らざるを恐る」と報告して、代案を用意する必要があることを示唆していることから、この時点で李鴻章は二分割案の若干の手直し程度で決着したいと考えていたものと思われる。竹添もまたこのような李鴻章の意向を察知して、「全ク収局ノ見込無之ト抛擲スル場合ニハ未タ立至リ不申」と井上外務卿へ報告するとともに、二年前に分島・均需条約反対を覆棄しながら今更総理衙門の弁法と同様の二分割案を自ら提案するのは体面に関わるので、竹添の「弁駁」を伝えて「總署ヨリ何トカ申來」たるのを待っているのではないかと李鴻章の真意を「臆測」している。

確かに、李鴻章は総理衙門から妥協に応ずべしとの指示が寄せられるのを期待していたのであろう。八二年三月四日付の総理衙門あての書函において、李鴻章は何如璋・井上会談に言及しつつ「該國（日本）若し我の中南兩島を復するを要むるを知れば、尋常の公使或は遊歴の大員を未だ必ずしも即ちには派せざるべし」と強調しているのも、中南島返還

では決着し難いことを印象づけるためであったと思われる。しかし、総理衙門は予想に反して「保定の原議」(中南二島返還)を堅持すべしと指示してきたので、李鴻章は容易に妥協へ踏み出せない状態のまま第三回会談へ臨むこととなる。

八二年三月三〇日の第三回会談において、李鴻章は南島だけの分割案を琉球側に無理強いすれば清国の体面を全うできないことを理由に竹添提案を拒否したものの、なお妥協の道を追求し、新たに駐日公使黎庶昌提示の解決案を第三者(調停者)の案であるかの如く装って提案した。黎庶昌案とは「南島を割きて以て琉王を封じ、並びに附益するに首里王城を以てし、其の故宮に帰るを得て其の宗社を祀らしめ、この外の日本の已に併驅する所は一に日人の政を為すに任せ、但須らく約束して日後再び一步を占めるを得ずと堅く明らかにすべし」という内容であった。つまり、竹添提案の南島分割案に首里城返還を追加する案であって、李鴻章にとっては、琉球人を説得するために何らかのプラスアルファが必要であったのである。しかし、竹添はこの新提案に難色を示した。李鴻章もまた事情を審酌すれば「即え賁令して首里の一城を割かしめ、之を與へて居守して祀を奉ぜしむるも、また恐らくは行い難し」と判断して新提案に固執せず、会談の模様を報告した総理衙門あての覆函において、「黎庶昌は一度弁法を決定したら変更しないようにと謂うけれども、双方が固執すればまともならないだろう。何如璋によれば、井上外務卿はすでに人を派遣して交渉させる約束をしたというが、竹添との会談からすると、もしわが方の主意が黎庶昌案のようであれば、日本は決して人を派遣しないであろう」との感触を伝え、暗に黎庶昌案に代わる解決案を総理衙門の方で検討するよう要請している。この時点で李鴻章は竹添案を受け入れの方向へ傾斜しつつあったといえるであろう。

もっとも、李鴻章・竹添会談が繰り返されていたこの時期にも、清国内の対日妥協を批判・牽制する論調は衰えなかった。張佩綸の如きは八年二月二十三日の上奏において、当面琉球に名を藉りて日本を疲れさせ、日本を疲れさせることを名目として海防を固め、「終には一戦に出るに非ざれば、以て島夷の焰を息めて中国をして百年事ならしむるに足らず」と強調しつつ、「もし和好を以て永図と為し、戦伐を以て過擧と為さば、今日琉球の廃せらるるや、張皇集議するも終にこれを聽すのみ、他日越南の亡ぶや、再び張皇集議するもまた終にこれを聽すのみ。彼は陽に和好して日々併呑を肆まにし、我は和好に扭れて日々窮蹙に帰す。馴れて人才愈々乏しく辺防愈々弛み、外侮愈々深まるに至る。彼の時、ただに戦う能わざるのみならず、且つ守る能わず、且つ和する能わず。強弱の安危は断じて今日にあり」と主戦論を展開し、日清提携論への批判の矢を放っている。李鴻章はこのような主戦論の影響を配慮せざるを得なかったばかりでなく、琉球人の動向をも考慮しないわけにはいかなかった。

(三) 琉球人の二分割案への対応

どのような内容の解決案にせよ、琉球側の同意を得ることが清国の体面を保つ必要条件であったから、李鴻章・竹添会談においても李鴻章は絶えずこの点を強調して竹添案(南島分割案)に難色を示した。「琉王の甘受するや否やに至っては」、東京駐在の黎庶昌公使に命じて「親問」させれば判明するはずだとの竹添発言に対して、李鴻章はまた次のように答えている。「琉王の尚泰は早くより南島は偏府にして國を立つる能わずと謂いたれば、再問を須つなし。即え再問するもまた必ず是の説を

むろん、李鴻章がこのように返答した背景には、琉球人の執拗な救国請願運動があった。第一回の李鴻章・竹添会談より一か月前の八一年十一月十七日、最後の進貢使毛精長（国頭盛乗）と都通事蔡大鼎（伊計親雲上）は、総理衙門の恭親王等あてに「敵国の全土をして復すべく、主君をして帰すべからしむれば、貢職水く修め、世々守りて替わるなし」と認めた請願書を提出し、あくまでも琉球全面返還を要求し続けていた。また、東京では黎庶昌の赴任、何如璋・張斯桂の離任の時期にあたり、在京の尚泰が相次いで請願書を提出し、「救援を懇請」したという。ところがこの時、黎庶昌は琉球の田三司官馬兼才（与那原親方）に対して次のように説得した。「日本人は中山を持て改めて沖縄県と作してより業に已に多年なり。若し仍お全境もて帰還せしめんと欲すれば、以て願いの如くし難し。南島を分かつたざるの外、稍や益すに中島の南に近きの地を以てすれば、以て將に就ちに立国すべきや否や、且つ若し彼（日本）再び一二歩を譲る能わば、また將に就ちに了結するに似たり」と。黎庶昌は南島に若干の島を加えるという手直し案で琉球を満足させるべく説得を試みたわけであるが、馬兼才はこの情報をも琉球の清國商人に託して北京の毛精長らに伝え、総理衙門へ反対の意志を表明するよう指示した。八二年五月一日、毛精長・蔡大鼎は総理衙門の恭親王らに対して「伏して念うに、前に陳ぶる所の如く、全境を回復せざれば、以て國を立つるに足らず。既に國を立つるに足らざれば、則ち名は國を立つると雖も、實は國なきと異ならんや」と訴え、あくまでも黎庶昌の琉球分割案に反対して、琉球全土の回復のために遠征軍を日本へ派遣するよう請願している。総理衙門が李鴻章の期待に反して琉球全面返還に固執したのも、毛精長らの請願を意図していたからであらう。

黎庶昌が分割案による琉球問題の決着を意図して琉球説得へ乗り出し

たことは、琉球内の士族層にも新たな波紋を拡げた。明治十五年旧三月、在球の旧藩官吏等は清國公使の報知を聞き、食議して阿島（南島）に建國すべからざるを知り、即ち人を清國に遣はし必ず全島を取戻されんことを嘆願すべしと決定し、依て富川を薦挙す。富川は事の成り難きを知ると雖も、辞すること能はず、随行者四五名と共に枢密に船を備て福州へ脱走^{（六三）}するに至る。琉球国最後の三司官の一人であった富川盛奎（毛鳳来）の渡清亡命は、琉球分割反対請願のために決行されたわけであるが、日本国内の諸新聞でも大きく報道されて内外の注目を集めた。毛鳳来の渡清亡命後、在京の尚泰は黎庶昌の分割案を受け入れざるを得ないと判断したのか、更に「人を琉球に遣はし」琉球内の旧役人層に「分島の可否」を検討させているが、「衆官亦意見兩派と為り一決する能はず。富川已に去て嘆願中にあり。今、之を議して益なし。暫く該嘆願の終局を待たんと。乃ち某議終に休止したり」という。

福州から北上して北京へ入った毛鳳来が礼部や総理衙門に「頻りに嘆願を提出」して分割反対の意思を表明し続けたことは、二分割案による決着の方向へ傾斜しつつあった李鴻章や黎庶昌の外交活動を牽制する一つの要因となつたであらう。しかも、毛鳳来の渡清前後から、琉球人は陸続として清國へ亡命する^{（六三）}。

三 壬午事変後の東征論争と琉球問題

(一) 朝鮮・琉球問題をめぐる東征論争

琉球問題決着のための外交努力が水面下で続けられていた八二年の前半期に、清国外交当局は他方で朝鮮が琉球の轍を踏むことを避けるため、宗主國としての立場から米韓条約や英韓条約の締結を主導し、宗属關係

強化の方向へ対朝鮮政策を転換しつつあった。さらに、米韓条約の締結後までもない八二年七月二十三日朝鮮の京城で突発した貧窮兵士や下層市民の自然発生的暴動Ⅱ壬午事変は、朝鮮を東アジアにおける国際的関心の焦点に押し出すこととなる。

閔氏一族の腐敗政治と日本の経済的・軍事的支配に反発した民衆は、閔氏一派を攻撃対象としたばかりでなく、日本の官員十余名を殺害し、日本公使館を襲撃・破壊したことから、日本の朝鮮干渉が予想され、日朝・日清関係の緊張が高まった。かくて、周知のように、清国は宗主国としての立場から暴動鎮圧を名目として迅速に多数の軍隊を朝鮮へ送り込み、日本もまた損害賠償を求めて軍隊と外交使節を派遣したが、清国側の主導のもとで推進された善後処理の結果、日清両軍の衝突は回避され、八二年八月三十日、日朝間で謝罪使派遣・被害者補償などを取り決めた済物浦条約を調印、事変はひとまず落着する。

清国側が朝鮮の内乱に迅速に対応したのは、「もし倭兵が先に朝鮮に到着すれば、彼は朝鮮王を虜にしてその首都に居座り、琉球の故事を繰り返すことになる」との薛福成らの判断があったからで、琉球処分の際を踏まえないための措置であったことに注目すべきであろう。琉球問題における失敗の教訓に学んで迅速な出兵を試みた対朝鮮策がひとまず成功したことから、清国内では八二年後半期から翌八三年前半にかけて再び朝鮮・琉球問題をめぐる対日強硬論Ⅱ東征論が高揚した。東征論の急先鋒は給事中の鄧承脩と翰林院侍読の張佩綸で、済物浦条約調印直後の八年九月十三日、鄧承脩は「朝鮮乱党已に平げたれば機に乗じて球案を議結せんことを請う」旨の上奏文を提出し、続いて張佩綸も九月二十七日「密かに東征の策を定めんことを請う」旨上奏した。鄧承脩や張佩綸の東征論は清国朝廷にも一定の影響を及ぼし、その是非について覆奏せ

よとの上諭が李鴻章・張樹声らへ下されたことから、東征の是非と関連する次のような論点をめぐって注目すべき論争が展開されることとなる。

第一に、事変への対応の評価と事変後の対日政策について。宗主権の行使を名分とする疾風迅雷の如き朝鮮出兵を、対外関係における近來にない勝利として評価する点では、いずれもほぼ共通の認識を示しているけれども、事変後の対日政策については、対決的な二つの方向が示された。「この機会に朝鮮内乱の原因、清国軍の迅速なる平定を内外に宣示し、軍略の才ある大臣を烟台に駐屯させて軍備を整え、南北洋戦艦を結集して東征に備えるべし」と主張する鄧承脩や、「軍事的示威行動を展開して日本に猜疑心を起こさせ、貿易停止によって日本を苦しめ、公使召喚によって日本を窮地に追い込むべし」と提案する張佩綸らの積極東征論と、日清両国海軍の戦力は「甚だしくは相い譲らず」、現時点で開戦した場合「勝負の数は尚お逆料し難い」との観点から、戦艦の増加・水師の訓練に全力を注ぐべきで、「今遽かに日本を伐つべからず」と主張する李鴻章・張樹声や薛福成らの東征慎重論Ⅱ反対論である。

第二に日清両国の対外政策と近代化への評価について。鄧承脩は従来清国の軟弱外交に批判の矢を向け、「日本は最近アジアに雄飛する意図を秘めて台湾の役でわが清国の出方を試みたところ、我方は一矢を加えることなく金銀數十萬を放擲して事なきを得たものの、これを見てウェー下は烟台で恫喝し、ブランドは天津でゆすり、ロシアは条約を踏みにじり、日本は隙に乗じて琉球を夷して郡県とした上、尖戸は旗を捲いて帰国するに至ったが、これほど横暴に振舞うのはわが清国が事を恐れて腰を上げないのを当て込んでいるからである」と糾弾する。これに対して、李鴻章（薛福成）らは「清国の船械が齊全でなく水師も訓練されていな

かったので、暫く忍耐して日本の疲弊を待つ戦術を採った」にすぎないと反論しつつ、他方では「日本は西法を実行して多少成果を挙げたことで自惚れ、台湾出兵・琉球廃滅」を強行したと批判するとともに、日本の近代化に注目して「敵側に備えなしとはいえない」と強調し、東征論を牽制している。同じく日本の近代化に注目していた張佩綸もまた「日本の富国強兵を坐視すれば数年間は無事を幸いとする事ができるかも知れないが、その後日本は中国の巨患となるだろう」と予測しながら、李鴻章らとは逆に今こそ琉球問題を大義名分として東征計画を立案すべしと主張するのである。

第三に東征の大義名分について。張佩綸が琉球・朝鮮の「二國に因りて名と為し」、琉球問題について日本側の曲を質問するとともに、日朝条約を駁正して「激怒の発端」とすべしと主張するのに対して、李鴻章・薛福成らは①江華島条約には清國は関与しておらず、濟物浦条約は日本公使館の破壊・日本人の殺害の原因として締結されたのであるから、当面駁正するわけにはいかないこと、②専ら琉球問題のみを取り上げて日本の曲を責める方が「理直にして勢順」であることを理由に挙げて、朝鮮問題よりも琉球問題こそ将来の東征の大義名分として好都合であると主張している。もっとも、事変後の日本国内に清國への疑惑と不満を抱く者が多く「琉球問題が決着していないため、清國が機に乗じて問責することを恐れている」と推測し、琉球問題を日清關係のネックとみなしている点では、いずれも共通の認識を示していることに注目すべきであろう。

第四に、榎本公使の清國派遣の受け止め方について。日本は海軍中將の榎本武揚を公使として派遣するとの情報伝わるや、郵承脩は「軍略に長じている榎本のことであるから、一旦出使すれば衰向きには交渉を

行い、裏では清國の虚実を覘うであろう」と警戒しているが、李鴻章・薛福成らは「去年、実戸が帰朝したのは明らかに要求を押し通すためであったので、彼の帰るに任せたところ、日本は遂に決裂することなく、今また榎本を公使として派遣して来るから、機をみて外交交渉で処理できるであろう」との期待を表明している。郵承脩らが榎本の赴任に不信の目を向け軍事解決を志向していたのに対して、李鴻章・薛福成らは外交的解決を期待していることに注目すべきであろう。

第五に、日本と西洋の結託の可能性と清國側の対応について。日本は清國の東征に対抗するために西洋に援助を求めようとする予測する張佩綸は、「遠交近攻」策を採って西洋各国と渡りをつけておけば日本を援助するものはいないだろうと樂觀視し、郵承脩は前年の薛福成の見解と同様に、「日本は清國と西洋の強弱を視てどちらに付くかを決め、西洋各国もまた日本と清國の強弱を視て進退を決する」との観点から日本が西洋と結託するかどうかは清國の自強如何にかかっていると強調する。ところが、事変後の李鴻章・薛福成らは一方では「変法以来日本はひたすら西人に媚び、西人もまた日本人が心を傾けて親附するの喜び、日清交渉の事件があれば往々にして日本に左袒する」ことを認めながらも、他方では「清國が今域外に兵を挙げれば日本は捨身の冒険に走り、全力をあげて西人と結託し、外債を多借して手広く船砲を購入し、わが清國と一旦の命を争うことになるであろう」と予測して、日本を西洋側へ押しやる政策は「上策」でないと却け、日清修好条規の枠組みを維持するという前提に立って日清提携強化の方向をも排除していないことに注目すべきであろう。

要するに、事変後の東征論争の論点は多岐にわたるが、結局のところ琉球問題の解決方法をめぐる論争であり、「軍事出動・開戦態勢を整え

た後、日本が琉球を翦滅し肆に強迫した罪を責めれば、日本は必ずや憚る所あって動かないであろうから、琉球問題を転圜し易くなる」と主張する東征論者の鄧承脩や張佩綸も、「自強を実現するには戦艦を増備することが肝要で、戦艦を充足し優秀な指揮官を配置できれば、日本は自ずから服従し、琉球問題も解決し易くなる」と主張する李鴻章・薛福成らも、琉球問題の解決を目標において立論している点では共通の土俵に立ちながら、問題解決の方法と時期について若干の相違を示しているといえよう。

壬午事変直後の日本国内の情勢を踏まえて東征論争に加わったのは駐日公使の黎庶昌であった。黎庶昌は八十二年十二月五日付の総理衙門あての書函において、東征論争を十分に意識しつつ、①朝鮮乱党が平定されたのに乗じて威信を取り戻すべしとの建議が頻る多いけれども、彼我の情形を審量すればわが海軍は実に未だ必勝の柄を操ることはできず、一度失敗すれば全局が崩壊してしまうこと、②日朝条約を東征と関連させるのは宜しくなく、「力めて整頓を講じ、時を待ちて動き、専ら球案を論じて以て曲を（日本に）帰するの地歩と為すべし」という李鴻章の見解こそ最も射していること、③軍備を大いに強化した上で、満を持し時を待つて動き、再度「旧案を提出し、之と譲商する」か、或いは各国に頼んで代わりに公評して貰えば、どのような結果になろうとも戦わずして勝つことができるであろうことを強調し、側面から李鴻章・薛福成らの東征反対論を援護している。

八二年后半から八三年前半にかけて、日清両国内で開戦の可能性が取り沙汰されていたことも、東征反対論を強調せざるを得なかった理由の一つであろう。黎庶昌が八三年一月二十八日付けの電報で、日本側の軍備増強について李鴻章へ報告し、清国側に「東伐の議ありや否や」を問

い合わせたところ、李鴻章は折り返し「中朝には並へて東伐の議なし。彼の徵調は果たして何の事の為めなるや、固より何の遙伝なるや、如し蹤影あれば探示せられんことを希う」と指示した。翌日、黎庶昌はさらに「彼、（我の）水師を整飭するを聞き、球案を質問すること遠からずと擬するが故に極力防備す」と返電している。かくて、黎庶昌は琉球問題が日清開戦の引金になる可能性について李鴻章らの注意を喚起し、同時に軍事的解決に代わる外交的解決の方向を模索せざるを得なかったのである。

(二) 黎庶昌・松方会談と球案并法

赴任後の半年の間に壬午事変の処理で重要な役割を果たした黎庶昌は、他方で琉球問題の処理のためにも外交的努力を傾注した。八二年十月中旬、参議兼大蔵卿の松方正義が清国公使館を訪問した機会を捉えて、黎庶昌は松方がある場所へ誘い出し懇談している。その際、松方は「亜細亜は宜しく振興和睦すべし」という趣旨のアジア連合論を話題にのせて、琉球の事に普及したので、黎庶昌も「球案結ばざれば中日兩國の交情は終に恃むべからず」と返答したという。それから一週間ほど後の十月二十五日、松方は再び清国公使館を訪れ黎庶昌との間で琉球問題をめぐって次のような会話を交わしている。

松方：清国は結局どのような弁法を欲するのですか。

黎庶昌：李鴻章が今春竹添と天津で議論した際に申し上げたように、中南兩島を琉球人に返還して日清両属を准し、中日兩國が条約を締結して保護するという方法以外に、良法はありません。歴年来の琉球経営の費用については、復国後に琉球人から逐年償還させることにすればよいでしょう。

松方：その外に良い方法はありませんか（松方はしきりに別の方法を質問するので）

黎庶昌：清国は割譲される予定の南島を受け取らず、ここに琉球王を冊封する積もりでしたが、琉球王が自存するに足らないといっていますので、今は萬やむを得ず中島と南島を互いに交換して、中島を琉球に返還し南島を日本に帰属させるというのも、あるいは一策でしょう。この外の場合は全く考えられません。

松方：井上馨と協議してみましよう。今日の議論は「閑談」と受け止めて頂きたい。

会談において黎庶昌は当初中南両島返還論を提示しながらも、途中で中島・南島交換論を持ち出し、なんとかして日本側の同意を得ようと努力したわけである。今回の松方・黎庶昌会談の内容を総理衙門へ報告するに当たって、黎庶昌はさらに覆本が北京へ到着した後条約改正問題を提起した場合には、「球案結ばざれば他事は一として商すべきなし」の一語を堅持して対応するよう要請しつつ、「日本人は一体均霑の四字を片時も忘れず、面子に関わることを考えているから、なんとしてもこれを得たいと欲するであろう」と付け加えている。

黎庶昌と松方はその後も再三接触を続け、琉球分割案に代わる「一善了の弁法」を取りまとめた。黎庶昌によれば、その内容は次の通りである。——「日本は清国が仍お琉球を一國とみなし、尚氏をして自由に清国へ朝貢させることを承諾する。冊封が一度完了すれば、日本は琉球を將て俾を設置し、その内治を管理することとする。但し尚氏を釈放して與令に任じ、子孫に世襲させる」。このような内容の「弁法」を李鴻章へ報告して承諾を求めるに当り、黎庶昌はまた八三年二月二日付の電報で「松方が昨日来訪して報ずる所によると、弁法の通り実行できる可

能性があるけれども、琉球の専属を声明したいとのことである」との情報を追加し、さらに「封貢を復することさえできれば、その他は概ね推して日本に与えてもよいと思う」とコメントした上で、最後に「妥当であるかどうか、日本側と再議することを准されるかどうか、中堂（李鴻章）と総署で協議し、大略を示復されんことを求む」と要請している。黎庶昌の電報を受け取るや、李鴻章は翌日それを総理衙門へ転送するとともに、提示された「弁法」について次のようにコメントした。

「松方の構想のように、琉球に尚氏を復して従来通り清国へ進貢させることができれば、清国の面子をなんとか保つことができる。ただ、従来は琉球王と称していたのに、いま沖縄県令に改めると、名実やや符合しないが、それはさほど肝要なことではないだろう。専属を声明したという松方の意図は、日本に専属することのようなので、将来は口実を設けてゆすり、進貢を停止させるかも知れないが、その時はどうしようもない。琉球問題は長い間決着せず、日本人が琉球の土地を経営して自己の所有としてから数年になる。一旦全面的に譲歩させようとしても事勢上とてもできない。結局のところ、直ちに結了できるかどうか、黎庶昌に再度妥議するよう電令すべきかどうか、貴署の方で宜しく検討の上、適切な指示を与えて頂きたい」と。

李鴻章もまた黎庶昌の提示した「弁法」で決着すべしと示唆しながら、最終的な決断を回避して総理衙門へ委ねたわけである。ところが、総理衙門は「尚氏國を復し常に照して封貢すること、甚だ是なり。惟だ球王を改めて與令と為すこと、名実符さざれば既に体制に非ず。専属を声明するとは若し日本に専属するに係れば、尤も允行し難し。此の似き弁法は暫く緩らすに如かず」と回答し、黎庶昌の提示した「弁法」に難色を示している。

黎庶昌提示の「弁法」では琉球を冊封体制のもとに繋ぎ留めておくことは不可能で、琉球人を脱得することもできないと判断した総理衙門は、なお琉球問題を先送りせざるを得なかったのである。

(三) 壬午事変後の琉球人の動向

八二年七月八月の壬午事変とその後の日清関係に、琉球人が大きな関心を示したのは当然であった。琉球問題が朝鮮問題と深く関連していることを認識していたからである。早くも八二年八月二十一日、在京中の旧琉球三司官馬兼才(与那原良傑)らが黎庶昌を訪問し、次のような請願書を提出した。——「復国立君を援救するを乞わんが事の為にす。南島は枯瘠にして立国する能わざれば、勢い行うべからず。聞くに、韓日に事あり、中朝出兵す、と。望むらくは此の機会に乗じて球事と并辨せられんことを」。馬兼才らは清国が迅速に朝鮮へ出兵したことに注目し、琉球問題と朝鮮問題の同時解決を期待したわけである。この時、馬兼才らはまた「法司官毛鳳来(富川盛奎)は北京に在りて哀訴し、奏聞せらるるを冀り、総理衙門及び出使大臣に飭して早速に并理せしむるの論あり」との情報を伝えているが、黎庶昌は「未だ明文を准けざれば、その旨果たして因ありや否やを知らず」と懐疑的な反応を示しつつ、さらに八二年九月六日付けの総理衙門あての書函において、日本国内の情勢を次のように分析・報告した。

①朝鮮軍乱の勃発当初、日本国内の議論は紛紜洶洶として当たるべからざる勢いであったが、わが清国軍が素早く派遣されるや、日本人は皆驚愕し、清国の今回の行動は従来の特重の態度とは異なることを知り、一切の狡謀はいつのか消失したこと、②日本は朝鮮が清国の属邦であることを認めず、強引に事後処理に当たったが、軍乱収拾の最中に遽

かに根本を北京へ派遣することにしたのは、清国を安心させ慰勞する意図を示すためであること、③根本は東京で興亜会という組織を創立したが、その意図は東方の国々を聯絡してアジア州を興起するにあり、何如璋・黎庶昌ともに入会したこと、これである。

日本国内の日清提携論に深く共鳴していた黎庶昌は外交交渉によって琉球問題を解決できると確信し、軍事的解決には反対する立場を表明していたから、馬兼才らの請願を受け入れるわけにはいかなかったものの、「好言を以てこれを慰め」、琉球人の動向にも配慮せざるを得なかった。しかし、黎庶昌らをはじめとする清国当局の外交的解決への努力を牽制するかのようになり、全面復旧を要求する琉球人の請願運動もこの時期に急速に高揚し始める。

八三年三月三日付の「申報」は琉球の近況について「目下の情形、到る処約を結び、党会盛んにして流行と為る。旧藩士族、分かれて三党を立つ」と報じ、ついで八三年三月五日付けの論説においては、「按ずるに、それ琉人の三党は、朝鮮の守旧・開化の門戸を頭分する者とは、その勢即ち異なるも、その心則ち同じくす。中国の朝鮮に於けるや、目下既に開化党の助を得る。苟しくもまた朝鮮を救う者を以て琉球を救わば、則ち琉球人の心もまた大いに恃むべきなり。噫、故国亡ぶと云うも人心尚おその主に繋がる」と論じて、琉球人の動向に注目している。琉球内の各党派は琉球救国という共通の目標を持ちながらも、その手段・方法をめぐって対立したが、あくまでも全面復旧を求める琉球人の一派は漂流を装いながら絶えず琉球と清国の間を往來し、清国当局へ全面復旧の請願を繰り返した。その間の事情を香港の「循環日報」は次のように報道している。

「琉球の人、邇來甚だ鼓噪たり。彼此睦まず、分かれて黑白二党と為

る。その白党は則ち志 日本と交好して以て目前の安を図るに在り、而して黒党は則ち君国を眷懐し、社稷の論亡を痛み、中朝の援救を盼む。意見各々別れ、氷炭の相い投ぜざるが如し。去歲（八三年）十月、晏士と名のる者あり。本、琉球の宦族なり。十人を偕同し、航海して福州に至り、中朝に赴き訴えんと欲するも、地方官吏はその未だ国王の文書を奉有せざるを以て多方に稽查し、任意に游行せしめず。而れどもその人は則ち中国の通商の地面に就居せんと欲し、一切の情形を熟悉して然る後にその国人を招き、同に中土へ到りて貿易し、以て日人の凌制する所と為るを免れんことを冀う。蓋し以うに、日本は官弁を設有して以て琉球の民を管轄せり。凡そ外に出て經營せんと欲すれば、須らく日官に向いて文憑を領取し、自ら日人たるを認むべし。而も中国内地には即ち入りて貿易するを得ざれば、殊に以て不便と為す。故にその人自ら行きて中国と通商し、その利権を擅にするを得んとするなり」。

明治政府の發行する渡航証明書を受け取って日本人として活動するよりも、従来通り琉球人として清国との間を往来し、あるいは清国に貿易の拠点を置いて活動する方が、政治的にも経済的にも有利であると判断した琉球人たちは、貿易活動と救國運動を結び付けながら、明治政府に沖繩県当局の取締りの網の目をかいくぐって陸統として渡清亡命したのである。琉球船舶の清国漂着事件は八二年に九件、八三年に八件、八四年に八件記録されているが、ほとんど漂流を装った政治亡命事件であった、その中には八重山土族の憲英演（神村英演）らの福州亡命事件も含まれている。憲英演らは「迅かに君を復帰せしめ國を回復せしむる」ことを請願するために八重山島代表として「險を涉りて」八三年七月十一日福州へ到着したという。琉球二分割案において清国へ割譲される予定の南島の一部から全面復旧請願の代表団が派遣されたことに注目す

べきであらう。同じ頃、琉球士族の向文光らも「国主の伝諭を奉じ、密杏を齎捧して岡に來たり」福建当局へ請願した後、更に「雉髪改装して」北京へ到り、礼部等へ「救難を号懇」している。清国の外交当局はこのような琉球人の動向を無視するわけにはいかなかったのである。

四 清仏戦争期の越南救援論と琉球問題

(一) 越南の危機と日仏同盟警戒論

朝鮮における壬午事変と前後して、越南をめぐる清仏関係も次第に緊張の度を増すに至る。コーチシナ海軍艦隊司令官リビエール率いるフランス軍のハノイ占領（八二年四月二十五日）、越南国王の清国への救援要請（五月二十八日）を経て、清国は遂に八二年六月七月の間に雲南・広西の正規軍を越南の北圻（トンキン）へ進駐させた。清国正規軍の支援を得て、劉永福率いる黒旗軍がハノイのフランス軍を包囲したことから、八二年後半から八三年前半にかけて双方の軍事的衝突の危険が高まる。

この時期に清国駐在フランス公使のブローレーと李鴻章の間で外交交渉が展開された。ブローレーは三か条の解決案を提示したが、その中の一条は次のような北圻分割案であった。

「中法兩國の國家は雲南・広西の界外と紅江の中間の地に在りて界限を固定し、北は中國に帰して巡查保護し、南は法國に帰して巡查保護し、中國と法國は互いに約して永に此の局を保ち、併びに互相に約を立てて越南の北圻の現有の全境を得て永遠に保全し、以て日後の外來の侵犯を拒ぐの事を申明すべし」。

要するに、北圻を紅江（ソンコイ河）と中越國境の間で南北に二分し、

緩衝地帯を設置する案である。琉球分割案を想起させるようなプーレーの北圻分割案を、李鴻章はどのように受け止めたのであろうか。プーレーとの交渉において、李鴻章は越南との宗風問題に言及した際に、「中国は日本の琉球を併呑するを以て鑒と為す。此の次、法兵深く越境に入れば、中国は過慮を免れ難し」と主張し、琉球問題を教訓として越南問題の処理に当たることを明言している。ところが、他方で李鴻章はまた越南を西洋のベルギーのような位置に置き、清仏兩國が「公同保護」する案を提示しながら、「惟だ界限を分たざれば宝大臣（プーレー）の慮る所の者あり」と分割保護案に同意し、次のように指摘している。

「越南は本々南北二圻に分る。将来或は北境を將て中国より保護し、南境は法国より保護し、外人もし越の北境を犯せば、中国兵を出してこれを援け、越の南境を犯せば法国兵を出してこれを援くべし。その西貢の左近の數省は已に法国に属する者なれば、自ずから此の列に在らず」と。

琉球二分割案を念頭においていたはずの李鴻章が北圻だけでなく越南全体を二分割する案を自ら提示し、サイゴン周辺のコーチシナを越南から除外してフランス領と認めていることに注目すべきであろう。もっとも、風国としての越南の存在をどのように取り扱うのか、李鴻章の二分割案の限りでは明確ではない。結局、李鴻章とプーレーは八二年十二月二十日にプーレー提案の三か条（兩軍の撤退、分界保護、北圻の現状維持）を規定した覚書を承認したけれども、フランスの第二次フェリー内閣は八三年二月、この李鴻章・プーレー覚書を認めず、駐日公使のトリクーを上海へ派遣して再交渉させることにした。

八三年五月のリビエールの戦死とフランス軍の報復攻撃直後の六月六日、上海へ到着したトリクーはその後五か月にわたり李鴻章との交渉を

継続する。交渉のなかで李鴻章はやはり「琉球の一案は今に至るも吾が國と日本尚お未だ了結せず」と指摘して、越南問題でフランスが譲歩しなければ清仏関係もいつまでも改善されないことを示唆した。しかし、トリクーも越南における軍事的攻勢を背景に強硬な態度を堅持したため交渉はまとまらず、八三年十月には交渉を打ち切って日本へ引き上げるに至る。

この間、フランスは清国を対象とした日仏同盟の形成を画策し、日本も即かず離れずの対応を示したため、清国側には日仏同盟形成への警戒感が強まった。李鴻章は八三年六月二十四日の電報で、「劄剛（曾紀澤）の電報によれば、日本はフランスを援助するといつて清國を威嚇し、この機会に乗じて琉球問題を結了しようとしているという。最近アメリカのヤング公使も日本はフランスを助けて華を攻める意図をもっているといっているが、確かかどうか密査して打電せよ」と黎庶昌へ指示したところ、折り返し黎庶昌は「日本国内の近況頗る安静、フランスを助ける意図あるやには見えず、曾紀澤・ヤングの説は未だ確かならざるに似たり」と返電している。もっとも、八三年八月九日付の総理衙門あての書函において、黎庶昌は一方で日本を含む列強のなかに清國を援助したいと希望する國はないから武力でフランスと「力争」する以外にないことを強調し、戦況視察のために越南へ赴く日本人についての情報を報告しながら、他方では岩倉具視が死去の直前まで琉球問題に関心を示し、「球案結ばざるも宜しく隣交を固くすべし」と遺言したことを伝え、なお日本国内の「日清提携論者」の動向にも注目している。

越南情勢との関連で日本の動向に注目した総務司のハートは、八三年八月十七日付の総理衙門あての書函において、上海の新聞に琉球・朝鮮などの問題で日本を是とし清國を非とする投稿がしきりに掲載されて

いることを捉え、日本は仏越間の紛争が決着する前に清仏間に戦争が起ることを予想して、故意に清国の非を宣伝して将来に備えていると推測した上で、目下清国では専ら越南の事に注意を奪われて「此の利を得んことを思うの日本国を忘れ」といると指摘し、「我一たび歩を前へ進めんと思ふも、彼は則ち勢いに乗じて我を後に窺う」と警告した。同じ頃、署阿広総督の曾國荃もフランスの官吏が日本人二人を連れて西貢から海防（ハイフォン）へ来たが、「該日本人は未だ何の為に此に到るやを知らず、法を助けんと欲すと云う有り」との密偵の情報を総理衙門へ伝えていた。

トリクーが李鴻章との交渉を打ち切って日本へ引き上げた後、翰林院編修の黃國瑞は八三年十二月三日付の上奏において、「日本は久しく台湾を狙っている。琉球の役に味をしめ、清国はどうすることもできないとみて、必ずや清仏紛争の隙を窺い、軍隊を潜ませて襲いかかるだろう。フランスもまた日本を利用する同犯者であって、その使臣トリクーは烟台から軍艦に乗って朝鮮經由で日本へ戻ったところを見ると、恐らく日本が清国を攻めた場合にはフランスは必ず日本を助ける約束をしたものと思われる」と強調し、台湾防衛措置を講じるよう要請した。

日仏同盟形成への警戒感が強まるなかで、日本側はフランスに対しては「不容不拒ノ間ニ於テ彼ノ望ヲ維持」する態度を採りつつ、清国に対しては「近ごろ法日兩國は暗に聯絡を為し、中國と對を構えんと欲すと遜伝するの説あるを聞くも、亦にその事なし。日本と中國は交誼素より敦ければ、断じて法國とともに中國を合謀するの理なし」と強調して日清提携の方針を表明し、衷向き中立を維持し続けた。このような日本の対応について、黎庶島は日本外務省に確認するとともに、日仏同盟形成の動きに関する情報も「均しく突ならず」と否定し、日本外務省の「復

函はまた惻誠より出するに似たり」と受け止めて日清提携への志向を崩していない。しかし、越南救援論の論調が増幅するなかで、清国の対日外交はなお琉球問題をめぐり試行錯誤の模索を続け、越南救援論との関連で琉球問題も絶えず議論の対象とされるに至る。

（二）薛福成の越南救援論と琉球問題

李鴻章とブーレーが越南の北圻分界・保護条約を交渉しつつあった時期（八三年）に、李鴻章の幕僚薛福成は一方で雲南布政使唐炯の越南駐屯正規軍撤退論を反駁し、他方では副都御史張佩倫の越南絶対死守説を批判しつつ、分界・保護論を支持する立場から独自の越南救援論を展開した。

そのなかで第一に注目すべき論点は、唐炯の撤退論批判の論拠である。薛福成が挙げた論拠は、①北圻を争うことなく駐屯軍を撤回し、劉永福に資金を提供して守らせても、清国側の最終的狙いが北圻防衛にあるわけではないことをフランス側に察知され、分界・保護条約の成立は困難となること、②唐炯はフランス側が分界・保護案を提示していることを知らずに北圻全体の占拠を意図していると誤認しているが、分界が確定すればフランス側は「覬覦の心を生じない」であろうこと、③唐炯の撤退論は結局のところ外藩放棄論につながり、清国は越南問題に関与できなくなることの三点であった。

第二に張佩倫の越南死守説については、越南は疲弊積弱して救い難く、従来さほど清国に忠誠心を示していたわけでもないのに、清国が越南の為に全力を尽くして戦い、これに殉ずるといふのは「固より計に非ずと為す」と指摘して必ずしも同調せず、越南が持ちこたえられない場合を想定して予め北圻を分界した上で、雲南・広西の「藩籬」を確保すべし

と主張し、あるいはまた越南は「唐虞より以て五代に至るまで、皆中国の版図」であつたことを根拠に、「中国へ復帰するの機会」とさえ認識していることに注目すべきであらう。越南問題においても、薛福成は伝統的な册封体制死守の立場から清国自体の防衛を優先する現実的な立場へ一歩踏み出していたのである。

第三に、「中国の初意は越南を保護することにあるのに、結局の所その土地を割取るのであれば、義を以て始まり利を以て終ることになるのではないか」という伝統的な批判に対して、薛福成は①フランスの北折併吞を阻止し清国自体の防衛を図るためには已むを得ないこと、②歴史的にみれば越南は分に安んぜず、清国への服属態度は朝鮮・琉球の恭順には較べられないことを理由に挙げて越南分界案を擁護しつつ、他方で越南出兵の大義名分をフランス側へ通告する際には、①「越南は本々中国の属邦であるのに、私にフランスと盟約を結び、未だに中国へ告げないの、問罪の師を出すけれども、断じてフランスと難を為す意図はない」、②「今、越南は自治能力を失い、土寇が猖獗しているので、清国は越南人民の塗炭の苦しみを見るに忍びず、出兵して鎮定する」と主張するよう提案している。

第四に、越南救援の必要性について、薛福成は「琉球滅びてより越南・朝鮮は相い繼いで事故多し。若し再びこれを置きて理せざれば、外藩よく削られて中土豈に独り売うする能わんや。中国の必ず越南を救うは越南の為に非ず、中国の大局のために計るなり」と強調し、属国の喪失が清国自体の崩壊につながるという伝統的な対外認識を示しつつ、他方では分界・保護条約のメリットとして、①中国は名実において損する所なく、フランスはこれ以上進取しなくなり、西洋各国も清国を侵略侮辱する陰謀を止めること、②朝鮮・暹羅・緬甸の諸国は無形のうちに庇護

を受けること、③日本はこれを知いて惕然として震え上がり、琉球の一案も必ずやうまく議決することができることを指摘している。越南分界案と琉球分割案は薛福成において密接に関連させられていることに注目すべきであらう。

薛福成の以上のような見解が李鴻章にほぼ受け入れられたことは、プーレーとの交渉における李鴻章の対応からも窺うことができる。越南北折の分界・保護・通商の三か条を規定した李鴻章・プーレー覚書はほぼ薛福成の見解に近い内容であったが、フランス政府によって拒否され、三年六月から十月にかけて李鴻章・トリクールの再交渉が試みられたこと、前述の通りである。この時期に、薛福成は清国の採り得る選択肢として①退讓、②決裂、③戦闘体制の堅持を前提とした講和の三か条を提示しつつ、「退讓の説をとれば、弱を示して威信を損ない、大いに国体を傷つけ、以後各国の野心を呼び起こし、藩籬は次第に撤去され、琉球などの諸問題はまた論議することができなくなり、朝鮮などの諸国、台湾各島も安んずることができず、中外交渉の件は今後どうなるか見当がつかなくなる」と強調して退讓説を却け、また決裂の説も危険が大きいので外交当局は躊躇せざるを得ないだろうと判断して留保し、結局戦闘体制を堅持しつつ講和すること以外「他に良策なし」と結論している。琉球問題解決の有利な条件を獲得することも、薛福成の対越南政策選択の一つの基準となっていたわけである。

再交渉によって事態を挽回することを期待しつつ、薛福成はまた過去の再交渉の事例を踏まえて次のように論じた。——「往者、伊犁の役に、中国兵を調し防を設け、翻案せんことを決計して、俄約未だ大損を受けず。琉球の割島分隸の一事は幾んど日本の縮く所と為るも、中外力を合わせ法を設けて転移して、利益均霑の一条は倭人の幸いとして得る

所と為るに至らず。此の兩舉ありてより、中国の洋務を經理するは大いに転機あり。越南の安危は中国の措置の得失を視る。衷に中外交渉の一大關鍵たり」と。伊犁問題の再交渉によるベテルスブルグ条約の締結と琉球問題をめぐる分島・均霽条約の調印回避をともに清国外交の勝利とみなして、越南問題をめぐる李鴻章とトリクールの再交渉にも期待を懸け、清国外交の「一大關鍵」と位置づけていることに注目すべきであろう。

(三) 清仏和議反対論と対日警戒論

薛福成の期待に反して李鴻章・トリクールの交渉が不調に終わった後、越南の戦局は新たな展開を始める。劉永福の黒旗軍とともに清国正規軍（雲南・広西軍）がはじめて対仏戦に参加した八三年十一月の山西（ソントアイ）の会戦は、二十日間の激戦の末、十二月十六日敗北に終わった。続いて翌八四年三月の北寧（バクニン）の会戦においても、五万の清国軍はほとんど無抵抗のまま潰走した。山西・北寧の敗戦は北京の政界を揺るがし、八四年四月八日の政変で總理衙門の恭親王奕訢は失脚、主戦派の醇親王らが実権を握るに至る。その前後から清国外交は主戦派と主和派の論争に翻弄されて益々試行錯誤せざるを得なくなり、琉球・朝鮮問題をめぐる対日外交にも影響を与えることとなる。日仏結託の可能性が依然として懸念されたからである。

北京政変以前の八四年二月二日付の上奏において、四川總督の丁宝楨は露・仏・日の三国に対する不信感を表明しつつ、「今回、越南問題をめぐってフランスは兵力の面で清国に及ばないので、陰に日本と結託して分け前を与えることにし、閩浙方面で横隘から攪乱させる約束を交わしているかも知れないし、あるいは暗に厚賂を贈って日本に協力を求め、肆に北洋を攪乱するかも知れない。日本は利のみあさる貪欲の國である

から、喜んで従事しないという保障は断じてない」と強調し、さらに駐日公使の黎庶昌に命じて日本の国情を密探させ、フランスと結託する動機があれば直ちに密報させるべしと提案している。

日仏結託という最悪の事態を回避するためには、越南問題でフランスとの合意を得る必要があったから、清国側はその可能性を追求せざるを得ず、フランスの海軍中佐フルニエから提起された解決条件を交渉の基礎として、八四年五月六日から李鴻章とフルニエの間で新たな交渉が開始され、①現在の清国越南国境の尊重、②清国軍の國境への撤退、③國境貿易の承認などを内容とする李鴻章・フルニエ協定が五月十一日に調印された。ところが、広東滞在中の兵部尚書彭玉麟は協定調印の知らせを聞いて「駭異に勝えず」、八四年五月二十二日に提出した上奏文のなかで、「光緒十年三月二十六日（八四年四月二十一日）の上諭を奉じて、各軍に賊を竭くして防務を籌弁するよう宣示したところ、皆勇躍歡呼し、奮発しない者はいなかったが、わずか数日後に協定を締結したとなれば、將兵の義に赴くの心、敵愾の氣を阻喪させることにならないであろうか」と協定締結に疑問を投げかけ、和議反対論を展開している。同じ頃、張佩綸もまた沿海七省の海防強化を要請する上奏文を提出し、「ロシアはウラジオストックを拠点として混同を睨み、日本は琉球を襲って台湾・澎湖を伺い、英は香港を取り、仏は越南を取り、ポルトガルは澳門を取って粵東に迫っている」と危機感を煽り、海軍拡張の必要性を強調した。高まる主戦論の洪水のなかで調印された李鴻章・フルニエ協定は、実施の過程で清仏両軍の行き違いから御破算となり、再び全面戦争へと突入する。八四年八月二十三日の馬江海戦における無惨な敗北から、翌八五年三月二十九日の鎮山（ランソン）奮回に至る七か月間、戦局は一進一退を繰り返し、長期戦の様相を呈するに至った。この間、外交的解決

の努力も懸命に続けられたが、日仏結託を阻止することも重要な外交課題の一つとなった。従って、琉球問題が依然として清国外交の一つの焦点となる。李鴻章・フルニエ協定が模索されつつあった八四年四月の時点で、駐日公使黎庶昌は「法越の事定まり、外禍漸やく紆む。球案の一点は懸りて未だ結ばざるありと雖も、将来如何に擬議するやを論ずるなく、実に再び兵端を煩わすに足らず。然らば則ち今日意を加えて請求すべき者は、専ら内政を整飭するに在り」と主張して、琉球問題の外交的解決と内政の整頓を優先し、そのためにも「中外の協力」を図ることが必要であると力説していたのであるが、馬江海戦の惨敗を経て、清国の弱体が暴露されるや、八四年九月九日には「日本は軍艦を整備して長崎に駐留せしめ、勢いに乗じて球案を決議せんと欲す。總署に報ぜられんことを乞う」と李鴻章あてに打電している。清仏戦争に乗じて日本が琉球問題決着のために開戦する可能性を絶えず考慮に入れなければならない事態となったのである。それ故にまた琉球問題の外交的解決がより切実に求められることとなる。

五 甲申政変後の日清提携論と琉球問題

(一) 政変の善後処理と琉球・朝鮮同時解決論

清仏戦争に表向き中立を装っていた日本が遂に清国の隙に乗じてフランスを側面から支援する挙に出たのは、フランス軍の台湾封鎖から一か月ほど後の八四年十二月四日のことであった。この日、朝鮮の漢城(ソウル)で朝鮮駐在の竹添公使と日本軍を捲き込んだ独立党(親日派)のクーデターが起こり、三日後の十二月六日、清国軍の王宮進撃と日本軍の退却、首謀者金玉均らの日本亡命によって、クーデターは失敗に終わっ

た。いわゆる甲申政変である。周知のように、日本側の井上外務卿は善後処理のため二千名の兵力を率いて漢城へ乗り込み、清国側を差し置いて直接朝鮮側と談判し、八五年一月九日①日本への謝罪、②賠償金十一万円の支払いなどを規定した漢城条約を締結した。しかし、クーデターを支援した日本側と鎮圧した清国側の緊張は緩和されず、なんらかの善後措置が必要となる。

北京では八四年十二月十二日、総理衙門の徐用儀・鄧承箚が日本公使館を訪れ、榎本公使から情報を求めて対応策を話し合っているが、この時点では榎本も詳細な情報を把握していなかったようで「竹添公使は貴国の官員と甚だ友好的で、軍隊指揮官たちもまた必ずや両国の交情を知っているはずだから、事件を起こすことはないだろう」と答えるのみであった。しかし、双方とも極めて友好的で、徐用儀が「我々両国は聯絡し合って気脈を通じ、欧州人に笑われぬようにすべきです」とか「我々は常に貴国が自強できればわが国にも有益だと考えている」などと盛んに日清提携を強調したのに対して、榎本もまた「ロシアの動きを防がねばならない」という観点から賛意を示し、政変の原因を「朝鮮の乱党」のみに帰していることに注目すべきであろう。

八四年十二月二十三日にも清国側の突動らは日本公使館を訪れ、善後処理のための欽差大臣派遣を要請しているが、その際清国と朝鮮の宗属関係が問題となり、日本側の鄭永寧は「朝鮮を清国の風属というならば別に枝節を生じることになる」と釘を刺したのに対して、突動は「朝鮮が清国の風属であることは中外皆知っている」と主張しつつも、「朝鮮に乱が起こったことで両国の和好を傷つけ、小事を以て大事を醸るべきではない」と強調して、政変の影響をできるだけ小さくする姿勢を示した。同じ頃、東京では黎庶昌が井上外務卿を尋ねて会談している。そ

の結果を踏まえて黎庶昌は八五年一月二十一日、総理衙門あてに書函を提出し、次の諸点を強調した。

①甲申政変が清国の「意指」でないことを日本は知らないわけではないので、もし平静に処理することができれば、大を化して小と為し、有を化して無とすることができる。注意すべきは善後処理の方法として日本が朝鮮の独立を認めるよう要求することである。

②わが清国は現在フランスとの戦争などで多事多難であるが、日本は肘腋の下に同盟者を抱えて余裕綽々の状態であるから、まだ敢えて軽々しく戦端を開くことを口にしてはいないけれども、もし妥当な決着方法がなければ枕を高くすることはできない。諸葛孔明が已むを得ず呉と和した故事に倣うべきである。

③日清両国は互いに猜疑して已に久しい。恐らく決裂するとすれば琉球問題のためではなく、朝鮮問題のためであろう。状況を曖昧にして禍を醸すよりは明確に処理して紛争に終止符を打つべきである。

以上の諸点を強調した上で、黎庶昌は次のような問題解決案を提示する。第一案は「委てるに琉球を以てし、之（日本）と訂明して、以後朝事に干与するを得ざらしめ、必ずしも駐兵せず、截然と分けて二と為し、各々相い侵犯せざらしむ」という琉球放棄・朝鮮不干渉案である。第二案は「責めるに琉球を帰還するを以てし、日清両国約を立てて保護し、明らかに許すに高麗を共に保つを以てし、厳しく規条を立つれば、また聲を弭むるの策に属す」という琉球・朝鮮の日清共同保護案である。いずれの案も琉球問題と朝鮮問題の同時解決を志向している点、またその論拠を漢代の歴史的事例に求めている点に注目すべきであろう。黎庶昌はさらに清国の大員を朝鮮の首都に駐在させて監督に当たらせることを重視し、最後に遠征論に反対して次のように強調している。——「東伐

などは軽々しく試みるものではない。元の世祖の失敗、秀吉の朝鮮出兵を殷鑑とすべきである。わが清国の今昔の事情は同じではないとはいえず、日本の国勢もまた昔とは大いに異なる。琉球には現在海底電線を敷設中で、海軍は東西二部に分かれている」と。日本の軍事力を評価した上で遠征反対論である。

黎庶昌の後任として赴任した徐承祖も、八五年一月二十二日井上外務卿を訪ね、政変の善後処理に関わる東アジア情勢について意見交換した。その際、井上外務卿は「東方で国家と称し得るのはただ貴国とわが国のみである。然るに彼此常に齟齬していることを思うと悽然に勝えない」と切り出し、「朝鮮及び琉球の二案件を完全に処理しないならば、兩國は終に誠突に和好することは困難である」と強調した上で、「清国が朝鮮駐屯兵を撤退させなければ、必ずや半年も経ないうちに事端がまた起こるだろう」との見解を示して清国軍の朝鮮からの撤退を要求している。井上外務卿は日清間の懸案として朝鮮・琉球問題を提起し、その完全解決を主張したわけであるが、さらに清仏関係にも言及し「もし戦い敗れて和すれば、必ずや土地を失い国権を削られるに至るだろう。それは日本の面子にとってもよろしくないのです、今のうちに講和するのが妙計のように思う」と勧告したという。

井上外務卿との会談を踏まえた上で、徐承祖は八五年一月三十日付の李鴻章あての書函において、①総署の来電では朝鮮が救援を要請しているので撤兵できないというけれども、井上外務卿は後患防止のため兩國の撤兵が必要だといっていること、②従来、風潮への派兵の事例は少なく、二年前の大院君の反乱の際には日本の挙動を予測できなかったため派兵した経緯があること、③日本は同時撤兵に固執しているので、撤兵できないの一語で対応すれば恐らく議定し難いこと、④日本が朝鮮を

「覬覦」することを考慮しても、ロシアも虎視しているので、日本はこの妄想を敢えて企てないことなどを指摘した上で、一年あるいは半年後に朝鮮の自衛能力が備わるのを待って撤兵することにすれば決着できるとの見通しを伝え、さらに妥協しなければ日本はフランスと結託する可能性があると懸念を表明しつつ、「現在わが清国は清仏戦争の最中で一敵を増すわけにはいかなから方法を検討して善後処理を急ぐべきである」と勧告している。

日清両国とも開戦の用意ができていなかったため、善後処理のための外交交渉が模索され、日本側は八五年二月伊藤博文を全権として派遣することを決定した。その経緯を徐承祖は日本国内の主和論者の発言として次のように伝えている。「すでに日清の永久の和好を欲する以上、必ずやまだ解決していない事案を協議妥結してはじめて両国関係を安定させることができる。それ故に伊藤博文を清国へ派遣することにした。伊藤は従来日清関係の大局が東方の強弱に関係することを深く知っている。日本の朝廷は彼の心の裏を知っているので、今回彼に清国行きを任務を授けた。また武官の心を服し難きを恐れ、それ故に西郷従道を同行させることにしたが、この人は日本陸軍の中將で、口では開戦のチャンスを失うべきでないと言っているけれども、心中ではなお和を以て主としてゐる」と。徐承祖はまた八五年二月二十七日自ら伊藤を訪問した際に、伊藤が次の諸点に言及したことを総理衙門に報告している。

①私（伊藤）は平素から日清和すべしと主張してきたが、今回命を奉じて貴国へ赴くに当り、なおその初心を失っていないということ、総署大臣へお伝え願いたい。②去年の朝鮮京城における双方の兵争事件の如きは小事といえども、もし双方がなお兵を留めて朝鮮に同居させれば、将来必ず多事となるだろう。もし両国がこのために戦争することになれ

ば全くナンセンスである。その上、ロシア人が漁父の利を収めることを恐れる。③私は数年前、英・露両国で曾紀澤と数回突っ込んで話し合い、互いに先入見を捨て、東西各国の情勢を痛論した。そこで球案にも論及したが、お互いの意見には甚だ合致するところがあつた。④私には日清関係についての既成観念はない。ただ日清両国が連合して一氣と為り、アジアが強大となることだけを希望している。

このように、自らを日清提携論者として印象づけようとする伊藤の配慮は、清国側当局にも好意的に受け止められ、その後の日清交渉に一定の影響を与えることとなる。もっとも、琉球問題については、伊藤は具体的な解決案を提示しているわけではなく、徐承祖もある「謀者」の発言を真に受けて「球事は緩提すべきに似たり」と報告し、朝鮮問題との同時解決を主張する黎庶昌の見解とは異なる姿勢を示していることに留意すべきであろう。

(二) 李鴻章・伊藤会談と日清和好論

甲申政変の善後処理のために日清提携論者の伊藤博文が派遣されるといふ情報を得た清国側は、八五年三月十一日李鴻章を全権に任命した。伊藤らの全権使節団が天津へ到着したのは三日後の三月十四日のことである。折しもフランス軍が台湾戦線で攻勢に出て、広東北海を封鎖した時期であった。伊藤らは国書を提出するという口実で一旦北京へ向かった。李鴻章は三月二十三日付の総理衙門あての書函で、「伊藤は天津に留まって会商するを願わず」清仏戦争がまだ終結していないのに乗じようとしているのではないかと疑念を示しつつ、さらに上海の親日派英国人の情報として、伊藤の予定している協議事項には①八〇万円の賠償要求、②朝鮮防衛軍の撤退、③球案の決着、④開港の増加、⑤商約の

改訂が含まれていることを伝えている。

伊藤らが「兩國ノ和ヲ敦クシ、阻滯スル所ナキヲ欲」する旨の国書^{二二三}を総理衙門へ提出し、北京から天津へ戻ったのは八五年四月二日のことであつた。翌三日から十八日までの間に、李鴻章・伊藤会談が七回にわたつて繰り返されることとなる。会談において提起されたテーマは、①朝鮮駐留軍の撤退、②日本人殺傷の清國兵懲罰、③日本人難民の撫恤に絞られ、琉球問題や条約改正問題は対象外であつた。第一・二回の会談で双方の基本姿勢はほぼ明確になつたが、八五年四月七日の第三回会談は次のように展開している^{二二三}。

伊藤…前日、已に詳しく説明したので、中堂（李鴻章）もまた状況を洞察されたことと思う。どのようにお考えか伺いたい。

李鴻章…兩國は久しく友好関係にある。私と伊藤大人は数日間互いに語り合い、意気投合して大いに友好を深めた。惟だ願わくば、伊藤大人にも大処高処から判断して頂いて、あまり小事をほじくることなく、兩國和好の気持ちを失わないようにして貰いたい。

伊藤…今回、私が命を奉じて出発するに臨み、わが明治天皇が清國皇帝へ伝えるように命じられたことは、「但、兩國の商辦妥洽し、従前に比して更に和好を加えんことを願う」ということである。今、中堂の言葉がわが明治天皇の気持ちと正に相符合するのを聞いて欣幸に勝えない。李鴻章…貴國は西洋式に従い水陸軍の訓練に励み、西洋もまた常に貴國の近代化を賞賛している。清國の官兵は断じて貴國と強弱を比較する積もりはない。去年の冬の朝鮮の事件は実に兩國の予想外のこと、偶然の闘争であつたので、元々勝ち負けはない。互いに和洽することを願ひ、これらの小事を以て必ずしもあれこれ言わなければ、兩國は自ずから親睦できないことはない。

伊藤…中堂はこの事件を甚だ小事と言われるが、わが國にとつては処理しない訳にはいかない。わが明治天皇が私を全權大臣として派遣したのは、原々重ねて和議を致くするためであつて、今、清國皇帝が中堂を全權大臣として派遣したのも、また和好を主持する見地からである以上、兩國大臣の意見は原より合致しないことはない。惟だ中堂はこの事件を甚だ小事と考えているけれども、日本の官民は皆關係甚だ大と考えている。

李鴻章…伊藤大人には必ず弁法があるはずなのに、どうしてはつきり告知しないのですか。先日、伊藤大人が北京を出発した後、総理衙門からの書函によると、「伊藤大人は事を処するに和平なれば、商辦し難からざるべし」といつているが、いままでの三回の会談によって、私はこの事件の処理が甚だ困難であると感じている。総理衙門の言うようにして頂くことを願う。

伊藤…総理衙門はまた「此の事件は中堂と商辦すれば必ずや妥速し能う。固より中堂は主和の人に係れば、必ず日本と開仗するを願わず」とも言われている。

李鴻章…総理衙門の書函では、伊藤大人の要求に二つあつて、一つは清國が撤兵すること、一つは清國の官官を懲辦することだと言つている。官官の事件処理には過りはないと考えているので、懲辦することはできない。撤兵については、どのように商議するかは私と伊藤大人が平和的に協議する問題である。この外に第三項の問題はない。だからこそ総理衙門はこの事件を処理することは困難でないと考えたのであろう。

以上の会談内容からも窺われるように、李鴻章も伊藤も互いに自己の主張を譲らず、一見緊張した雰囲気の中かで激しい論争が展開されたように見えるものの、他方では双方とも表向き日清提携論を強調し、会談

の決裂を回避したいという姿勢を貫いていることに注目すべきであろう。その後の会談においても、屢々決裂の危機に直面しながらも、日清提携の志向を相互に確認し合うことによって決裂を回避している。かくて、八五年四月十八日①兩國軍隊の四か月以内の撤退、②兩國の軍事教官の引き上げ、③朝鮮出兵の際の通告義務などを規定した天津条約が調印される。その二週間前の四月四日にはフランスにおいて清仏パリ条約が締結され、越南では清仏兩軍の停戦撤兵が開始されていた。

日清間の天津条約調印の翌日、李鴻章は交渉の経緯と結果を上奏し、①政変処理に当たった「統將の謙処」と「難民の撫恤」は本来受け入れ難い項目であったが、この二項目を解決しなければ「衆忿を息むなし」という伊藤の立場も理解できるので配慮したこと、②日本は清仏戦争の機会に乗じて朝鮮兵争事件を口実に衅を尋め来たり、漁人の利を収めんと願ったこと、③巨等は決裂すれば重ねて君父の憂いを貽すことを慮り、最善を尽くした結果、ここに幸いにも「法夷は効順し、倭人範圍に就」かしめることが出来たことなどを指摘しつつ、最後に次のように強調している。——「以後、彼此条約に照らして撤兵し、永く争端を息め、朝鮮をして軍を整え武を經め、徐ろに自國の謀を為し、並びに中日兩國の和好の誼を傷つくること無からしむれば、全局に於て裨あるに庶からん」と。

甲申政変の善後処理において清國側が天津条約の調印に同意したのはかなり主体的・積極的な選択であったことを、李鴻章の前掲上奏文から窺うことができる。確かに、清仏戦争に乗じた日仏同盟の形成を阻止することも、天津条約調印の一つの狙いであったといえるが、清仏戦争が已に事実上終結した後の調印であることを考慮すれば、必ずしも日仏同盟の形成を恐れたという消極的要因だけではなく、日清提携への志向と

いう積極的な要因が働いていたと見るべきであろう。天津条約調印の経緯を上奏した同じ日に、李鴻章はまた総理衙門へ書函を送り、伊藤を次のように評価している。——「該使(伊藤)は久しく欧英各州を歴て極力華傲し、実に治國の才あり。専ら通商・富民・強兵の諸政に注意し、軽々しく戦事を言いて少邦を併呑するを欲せず。大約十年内外にして日本富強は必ず觀るべきあらん。此れ中士の遠慮にして目前の近憂には非ず」と。李鴻章が伊藤の「治國の才」を高く評価したのは、伊藤が欧米文化を学んで富國強兵に励んでいることに注目しただけでなく、伊藤の日清提携・和好論へ深く共鳴していたことの証左であろう。

(三) 越南・朝鮮問題の「決善」と琉球問題

朝鮮駐留軍の撤兵を規定した天津条約は清國にとつて、壬午事変以来三年間にわたる対朝鮮支配の強化・宗主権再編の政治的効果を「大きく減退させる譲歩と妥協」であったにもかかわらず、清國が敢えて調印に踏み切った背景には、日清修好条規の枠内で琉球問題をも解決したいという思惑もあったものと思われる。すでに善後処理のための日清交渉が始まる以前に、黎庶昌が琉球・朝鮮問題の同時解決論を提起し、井上外務卿も両案件の完全解決の必要性を強調していたことは前述の通りであるが、黎庶昌の後任の徐承祖も天津条約調印の前日(八五年四月十七日)、李鴻章あてに次のように打電している。——「朝事の咎は倭に在り。彼、跡山の失を聞きて始めて使を遣わして来たり譏すれば、意は危に乘ずるに在り。今、法(フランス)和し、我が軍仍お備うるを聞きて甚だ惶悚す。勢いに乘じて挙げて球案を議すべきや否や。(清國將兵の)懲辦・(日本人の)撫恤の二節に至っては萬許し難し。堅持せられんことを請う。彼、旗を下すも亦た為す能うなし」と。

僅か二か月前には琉球問題を先送りすべしと提案していた徐承祖も、今や清仏戦争の終結の機会に乗じて琉球問題の解決を迫り、朝鮮問題と同時に論議するよう提案したわけであるが、李鴻章・伊藤会談では両案件をリンクして論じられることはなかった。とはいえ、李鴻章の念頭に琉球問題がなかったわけではなく、むしろ日本側からの問題提起を期待していたようである。伊藤らが条約調印を済ませて帰国の途について翌日（八五年四月二十日）、李鴻章は榎本公使との会談の席上、「今次ノ事件（甲申政変）、伊藤大使ノ来清ヲ以テ妥議ノ結局ニ至リシノミナラス、幾分カ両国ノ交誼ヲ親睦ナラシムルノ基ヲ開ケリ」と日清提携の促進を歓迎しつつ、「只惜ムラクハ琉球一案未タ局ヲ結ハス、是レ猶關心ノ一事也。伊藤大使ハ滞清中、該案ニ談及セラレシ事ナカリシヤ」と質問して琉球問題への関心を吐露し、さらに三年前の李鴻章・竹添会談にも首及して「当時竹添氏ハ予ニ向テ真ニ内命ヲ受ケシト稱シ、且ツ云ク、モシ談判ノ基礎整ヒタラハ、北京ニ赴キ田辺署大臣ヲシテ公然總署ト開談セシメント語レリ」と暗に琉球問題の交渉再開を打診したが、榎本の反応は否定的であった。

表向きには清仏・日清天津条約を清国外交の「勝利」と宣伝しながらも、朝鮮・越南問題で実際には日仏へ大幅に譲歩せざるを得なかった李鴻章は、対日仏妥協が琉球問題の解決にも有利な条件となったことを講和反対論者に納得させるためにも、琉球問題の早期決着を図らなければならなかったが、李鴻章の期待や予想に反して事態は琉球問題解決の方向へ進展せず、李鴻章への批判・弾劾が相次ぐこととなる。すでに甲申政変直後の八四年十二月十九日、内閣学士尚賢は壬午事変や甲申政変の原因を李鴻章・張樹声らの対朝鮮政策の誤りに帰し、「朝鮮を救うには先ず法夷と和すべし」という論者」や「朝鮮を棄てて法夷と和すべし」と主

張する論者」への批判を展開しつつ、「朝鮮の係る所、琉球とは同じならず、越南に較ぶるも更に重し」と強調して対日妥協を批判していた。天津条約調印直後の八五年四月二十七日付の上奏文において、彭玉麟は清国が日本に対して「寛大」な態度を示し「優容」に待遇してきたことを指摘しつつ、「彼の族、その然るを知るも之を畏るると以為い、遂に日はその欺侮を肆にし、悍然として顧みるなし。然れども琉球の復さず、伊犁の界讓りて兵端未だ開かざるが如きは、猶お可と脱うなり。此の次、朝廷鬱然震怒し、將に命じて師を出し、今に迄るまで三載、本年二月十三日諒山大捷し、天討方に張る。乃るに津約は忽ち歌局を以て事を終わり、その術中に墮ち、益々彼に輕んぜらる」と強調して、越南諒山の捷のさなかに、壬午事変以来三年間の朝鮮経営を放棄して天津条約に調印し、日本の術中へ墮ちたと激しく論難している。対日仏妥協天津条約が「後患」を胎すことを恐れる彭玉麟はまた八五年八月十六日付の上奏文において、「我の風国琉球は已に倭に併せられ、越南また法に入る。俄と日本はまた復た朝鮮に垂涎し、將に軒端を擧めんとす。今に及んで若し力めて自強を図り大いに軍政を修めざれば、糠を括めて米に及び、後患何ぞ言うに勝うべけんや」と自強を急ぐことの必要性を強調した。李鴻章弾劾の合唱に加わった國子監祭酒の盛昱も、朝鮮を琉球・越南並みに扱ったこと、メーレンドルフと馬建常に朝鮮問題の処理を任せたと、巨文島の防衛策を講じなかったこと、朝鮮に対する日本の干渉を黙認したことなどを李鴻章の誤りとして数えあげつつ、「琉球既に去り越南これに随う。越南未だ已まざるに、緬甸將に統かんとす。また朝鮮の岌岌として日を終るべからざるを坐視して、疆臣誤りを胎すこと再三に至る」と糾弾の矢を放った。

対日強硬派の李鴻章批判とは別の角度から、李鴻章等の清国当局へ琉

琉球問題の軍事的解決を迫ったのは清国亡命の琉球人である。彼らは朝鮮・越南問題に関する天津条約が調印される前後に、福州・天津・北京等で精力的な請願運動を展開した。^(二五五)福州で天津条約調印の報を聞いた亡命琉球人のリーダーの向徳宏は、八五年四月二十九日急遽蔡大鼎（伊計親雲上）・金徳輝（豊里親雲上）らを引き連れて「総理衙門へ嘆願ノタメ北京へ向ケ出發」したが、途中天津で李鴻章ら清国全権大臣あてに提出した請願書のなかで次のように訴えている。

「敵国と朝鮮とは均しく天朝の屏翰に列なり、世々皇仁に沐す。朝鮮の有事には阿も王師の恩佑を蒙り、危険を転じて安全と為せり。敵国、琛を献じて貢を納ること、史に書するを絶さず、また復た欠失することあるなし。乃るに、倭人威迫を作し暴虐を肆にし、真に火益々熱く水益々深きが如くなるも、一旅一戎もて征討に興言することあるを聞かざるなり。天朝の万機はこれを知り既すに暇なきも、正に倭の気焰益々張り、患たること日に大となるを恐る。茲に中西修好し、法越は行成す。文徳誕に敷かれ週遯を震盪せしむ。天使大人、経綸の布く所は必ずや廻かに尋恒と異なる者あらん。向徳宏、此に福州より星馳北上し、向文光等は天津に在りて守候して年あり。一片の血沈もて敵ら寒庭の哭を効す。…倭人の国債は累々として外強中乾なること、夷に泰西の比較すべきにあらざるなり。倭氣の壯毅は天朝の行止を視るによる。苟に法に備うるの師を以て移して日本を擣てば、彼は天朝のまた含容するなきを見て、定めし必ずや國を挙げて驚詫し、自ら怯へて就範せん」と。

要するに、朝鮮・越南問題が清国側の軍事力行使によって勝利のうちを決着したと受け止めた向徳宏らは、「均しく天朝の屏翰に列なる」琉球の問題だけが未だに「王師の恩佑を蒙る」機会に巡り会わないことへの不満と焦りを表明しているのである。同じ頃、北京滞在中の毛鳳来

（富川盛奎）等も総理衙門の慶郡王奕劻等あてに「清仏戦争の終結にあたり、朝鮮・越南への救援軍派遣に準じて、越南における対仏軍を日本遠征に振り向け、琉球復旧のために尽力されたし」との請願書を提出し、そのなかで「迅速に全土を回復し孤主を復帰せしむるを賜り」たしと強調して、琉球全島返還・分島反対の要求を堅持し続けていることに注目すべきであろう。

六 日清条約改訂交渉と琉球問題

(一) 日本側の改訂要求と清国側の対応

甲申政変の善後処理を平和裏に決着させる過程で、日清兩國が互いに日清提携の志向を確認し合ったのは、その他の懸案事項の解決促進をも期待したからである。対日強硬派の天津条約批判や亡命琉球人の東征軍派遣要請にもかかわらず、清国側が琉球問題の外交的決着に期待を懸けたのは前述の通りであるが、他方の日本側は平等条約改正をめぐる対欧米交渉との関連で日清条約の改訂を希望し、塩田三郎を特命全権公使に任命した。

塩田公使への八六年三月三十一日付訓令のなかで、井上外務大臣は日清修好条規締結以来の日清關係を回顧し、「台湾琉球ノ紛議」や「朝鮮國兩次ノ変乱」により清国が日本に猜疑を抱くに至ったことを指摘しつつ、「幸二昨十八年、伊藤大使天津ノ談判ノ機ヲ以テ、我政府ノ主義ヲ面アタリ開陳セシニ依リ、彼大ニ覚悟スル所アリト雖モ、猶恐ラクハ我ニ対スルノ疑懼、一朝ニシテ未タ融解スル能ハサルモノアラン。就テハ貴官赴任ノ上ハ、彼政府当路ノ官員ニ接セラレ、之ト談話セラルルノ機ニ際セハ、輒チ伊藤大使カ李鴻章ニ面陳セラレシ余意ヲ尋キ、我政府

ハ専ラ東洋全局ノ和平ヲ保全スルノ政略ニ外ナラサル事ヲ、丁寧ニ説述セラルヘシ」と、日清提携論を前面に押し出すよう指示している。伊藤や井上の日清提携論が表向き外交辞令・外交術策にとどまるとしても、この時点で敢えて日清提携・アジア連合を強調せざるを得なかったことに注目すべきであろう。

井上の訓令の第二点は「日清条約重修ノ議ヲ提出スルニ當リ、彼レ琉案未結、隣交ノ情誼欠完ノ憾ナキ能ハストノ辭柄ヲ權ヘ、陰ニ重修談判ヲ拒マントスルモ未タ知ル可ラス。彼ノ論旨果シテ之ニ出ルアラハ、貴官ニ於テハ、琉案ニ関シテハ我政府ヨリ何等ノ訓令ヲ受ケタル事ナク、且該案ハ我政府ニ於テハ既ニ処分済ノ事局ト思考スル旨ヲ述ヘラレ、其開談ヲ避ラルヘシ」との指示である。八〇年の時点で条約改正と琉球問題をリンクさせたのは日本側であったけれども、今や立場は逆転して両者を切り離す方針へ転換せざるを得なくなったわけである。

井上はまた日本側の日清修好条規通商章程改正草案を基本として談判すべしと指示しつつ、「就中法權論題ノ如キ、目下欧米各國ト改正談判中ナル我提出案ト密接ノ關係ヲ有スルニ付、終ニ同一轍ニ出テサレハ、施行上極メテ不都合ニ付、草案ノ末ニ別ニ特約ヲ追加ス」と指摘し、対欧米条約改正との関連に注意を喚起している。いわゆる特約とは草案末尾の「附約」——「本條約ニ開列シタル裁判權ニ關スル一切ノ諸項ニ付、日本政府ニ於テ欧米締盟各國ト協弁シ該權ニ關スル條款ヲ改正シタランニハ、大日本ニ在留スル清國人民ニモ一體之ヲ適施ス可キ事ヲ茲ニ予定ス」という条項のことで、現行條約の対等の領事裁判權規定を消滅させる内容を含む事実上の不平等規定であった。改正草案のなかで重視されたのは、この「法權論題」に關わる「附約」の外、條約の有期化（草案二十一条）、輸入税率規定における最惠國待遇の約束（清國への事実

上の不平等強制、第一条四項）、一体均霑主義にもとづく第三國との通商章程の遵守（第一条三項）、開港開市府における製造工作權の獲得（第一条二項）、人身売買・アヘン密輸の禁止（第九條・十七條）などであった。

井上外務大臣の訓令と改正草案を携えて赴任した塩田公使は、八六年四月二十二日天津で李鴻章と会谈、繼いで五月三十一日總理衙門に条約改正交渉を申し入れた。この日の会谈において、塩田はまず井上の訓令に従い次の諸点を強調した。①日本が條約改正を欲するのも「兩國ノ交誼ヲシテ猶一層親密ナラシメ」るためであること、②現在のアジア全局の形勢を視ると、英仏の緬甸・越南侵略のように益々多事多難となる傾向にあるが、アジアの「維持ヲ謀リ、他ノ諸邦ヲ誘導シ得ル者ハ、思フニ只貴國ト我國」だけであること、③とりわけ兩國は「同文ノ國」で「喜憂」を共にしているから「貴我ノ關係日一日ヨリ深く、兩國ノ交誼益々親密ナラサルヲ得サル所似」であること、これである。ところが塩田が英仏の緬甸・越南侵略に言及したのに触発されて、清國側の徐用儀は琉球問題を提起し、塩田との間で次のような論争を展開している。

徐 先刻緬甸云々ノ事御申聞ニ候処、是ハ貴國先年琉球島ノ擧アリシヲ以テ、英國モ亦其轍ニ倣ヒ今度ノ如キ挙動ニ及ヒタル事ト信ス。

塩 是ハ驚入タル御申聞ナリ。球案ノ事件ハ今日此席ニ於テ論ス可キ事ニアラス、又論スルヲ好マス。但シ一言申置度事ハ緬甸ノ事ト球案トハ似モ寄ラサル事ニシテ、即チ彼此年ヲ同フシテ論ス可ラサル事ナリ。之ヲ以テ一例ニ看做サルトノ一言ハ我政府ニ甚タ不快ノ感覺ヲ起サシムルモノト云ハサルヲ得ス。

徐 球案一件ヲ申出タルハ、只他國カ其例ヲ援キタル処ヲ指シタルニ止リタルモノニテ、貴國ト隨時ニ改正ヲ行ヒタランニハ、他國モ亦隨時ヲ

以テ改正セン事ヲ望ム事アルヘシ。

井上外務大臣が予想した通り、清国側は琉球問題に言及し、英仏の緬甸・越南侵略も日本の琉球処分起因していることを指摘したわけであるが、塩田の強烈な反応に押されて條約改正と琉球問題をリンクさせる姿勢を示すことはなかった。とはいえ、徐用儀は「清政府ニ於テハ目下別ニ條約ヲ重修改訂スルノ必要ヲ視ス」との姿勢を崩さず、交渉開始に依る素振りを示すこともなかった。八六年六月十日の第二回会談でも徐用儀は「今日ハ決シテ改正ヲ行フノ時ニ非ス」と主張し、「貴國モ目下各國ト條約改正中ノ趣ニ承ハリタレハ、其終ルヲ俟テ貴我ノ改正ニ取掛ルモ未タ必シモ遲シトセサルヘシ」と引き延ばしの姿勢に終始した。八六年六月十四日の第三回会談に至って、清国側は現行條約の改訂期限問題について李鴻章へ問い合わせることを約束し、交渉開始へやや前向きな姿勢を見せるものの、「抑モ今回ノ談判ニ、李鴻章へ問合度トノ趣ヲ以テ一時猶予申出候ハ、或ハ球案未結ヲ口突トシテ改正ヲ拒絶セントノ手段ヲ打合せ、旁力ヲ李ニ仮ラントスルノ策ナルカ、又或ハ真突ニ改正期限ノ意見ヲ問合スル為ナル歟、若クハ改正ニ着手ノ事ヲ以テ、李ニ依頼スルノ義ヲ申遣シタル歟、其辺更ニ難致推測候」と塩田は井上宛の機密査函で指摘している。しかし、總理衙門は現行條約の満期に当たる八三年時点での日本の改正申し入れに対する黎庶昌の対応についても、駐日公使の徐承祖に問い合わせていることから、琉球問題と條約改正をリンクさせる方針をまだ棄てていなかったと思われる。

李鴻章もまた日本との條約改正を「緩議」するよう要請した總理衙門あての八六年六月十八日付の書函のなかで、一律平等の現行條約が締結された経緯と、條約の再議に当り黎庶昌が琉球問題の同時交渉を提起したことから頓座したことに言及し、次いで「今回塩田が引き続き條約改

訂を要請しているけれども、既に十年の期限を超えて久しいので、再び十年間延長する旨の西洋各国との條約の規定を援用すべきであるが、原約の規定は曖昧で一体均密の条項もなく、日本を折服するには十分でないように思える」との見解を示しながらも、徐承祖の交渉延期論に賛成する立場から、日本側に対する交渉引き延ばしの口実として、「條約はもとより改定すべきであるが、貴國は既に西洋諸國と改税を協議中で、この件は商民の生活に重大な關係があり、清國と西洋諸國との情形もまた違ふことから、貴國が西洋諸國と議定した後で交渉する方がよいだろう。且つまた琉球問題も当然同時に交渉して妥結し、彼此互いにしこりを残すことを避けるべきで、将来條約改定を協議する時には、或は両者は同時に決着するように随時機をみて処理したい」と答えるように提案している。案の定、李鴻章は條約改正と琉球問題をリンクする方針を打ち出したわけであるが、この時点では琉球問題を日本の條約改正要求を拒否する手段として位置づけていることに注目すべきであろう。

同じ頃（八六年六月二十六日）、東京では徐承祖が井上外務大臣を訪問して、日本と欧米列強との條約改正會議終結後に日清條約改正協議に入りたいという總理衙門の意向を伝えるとともに、井上との會談のなかで次のように発言している。

本大臣（井上）云、：夫レ東洋ノ表ニ在テ能ク今日ノ艱難ニ当ル者ハ、唯タ貴我ノ二國アルノミ。貴我二國ノ宜ク相提掣シテ欧米各國ヨリ加ヘラレタル大鉄鎖鏈ヲ破ラサル可ラサルハ、固リ今更ラ事新ラシク之ヲ言フヲ要セス。本大臣ハ貴政府カ必ラス此義ニ因ララルル事ヲ倍スルナリ。……

徐云、琉球ノ案久ク貴我ノ間ニ涉リテ未タ終結セス。今マ伊藤大臣ト云ヒ、李中堂ト云ヒ、及ヒ閣下ト云ヒ、某ト云ヒ、俱ニ二國ノ平和ヲ成ス

ノ料理人ナリ。今此機ニ際シ、貴我料理人カ之ヲ調理スル事、豈難シトセン乎。知ラス、閣下此ニ意アリヤ否ヤ。

本大臣云、否。琉球ノ事ニ付テハ、貴政府ニ於テ如何ニ之ヲ看做サルルカラ審ニセサレトモ、我政府ハ全ク既遂ノ事ト為シ、復タ之ニ関シテ何等ノ事項ノ貴我ノ間ニ存シ居ル事ヲ覚ス。又琉球事件ニ付、貴政府猶ホ官ハント欲スルノ意見アラハ、乃チ之ヲ提出スルモ可ナリ。而シテ我政府ハ之ヲ聞クヘキノ理アラハ、亦タ之ヲ聽カン。但シ其応否ニ至テハ、本大臣ハ之ヲ此ニ確答スルノ必要ヲ覚エス。

例によつて井上が日清提携を強調したのに乗じて、徐承祖もまた琉球問題を提起したわけであるが、井上は琉球問題を解決済みとみなして条約改正問題とは切り離す作戦を採つたものの、琉球問題を持ち出す清国側の真意を測りかねて次のように警戒している。

「総理衙門王大臣并ニ清公使徐承祖等カ勳モスレハ輒チ琉案云々ヲ言出スルハ、清廷ノ意或ハ此ニヨリテ朝鮮処理、即該國ヲ其版圖ニ属スル事ヲ我ヨリ公認スル等ノ讒ニ涉ラント欲スルヤモ知ル可ラス。何ントナレハ、現ニ相互間接者ノ間ニ於テ、之ニ関シ日清ノ妥協ヲ謀リ居ル事ハ、本大臣カ兼テ知ル所ナレハナリ。此間接者ハ即他人ニアラス、本大臣カ平素信用スル所ノ『プリングリン』及ヒ李鴻章の幕賓『テトリング』ナリ。故ニ清廷若シ此意ニ由リテ先ツ琉球云々ヲ言出シ、以テ我ヲ試ルモノナランニハ、我モ亦タ自ら此意ヲ體シテ之ニ接セサル可ラス。故ニ須ラク善ク意ヲ用キテ、之ニ関シ、清廷ノ意果シテ何レノ辺ニ在ルカ探偵セラル可シ」。

ここで注目すべき点は、第一に琉球問題の決着方法として黎庶轟の提起した琉球放棄・朝鮮不干渉案に類する案が井上や李鴻章の周辺でも模索されていたこと、第二に琉球・朝鮮問題を条約改正問題と関連させる

可能性さえ危惧されたことである。かくて、清国側が条約改正の機会に乗じて琉球問題に決着をつけるため引き延ばし作戦に出ていると推測した井上は、日清条約の改定が遅れる場合には、欧米との条約改正が実現しても「暫ク仍ホ其施行ヲ空クスルノ結果ヲ生スル」ことに注意を喚起し、改正交渉を急ぐよう塩田公使へ訓令したものの、有効な対応策を提示することはできず、改正交渉へ入ることさえなお困難が予想された。

(二) 正式交渉の開始とその周辺

総理衙門が条約改正交渉に入ることに同意し、自ら交渉を担当することを正式に回答したのは八六年七月四日のことであつた。この日の塩田公使と総理衙門の会談でも、欧米から不平等条約を押し付けられて苦しんでいる両国が「聯合シテ事ヲ処スル事」を互いに確認して改正交渉に入ることに同意したものの、具体的な問題を論議するには至らなかつた。もっとも、この日の会談で琉球問題が提起されなかつたことから、塩田はもはや清国が「球案ヲ以テ改正論ニ引キ付ケ」ることはないと判断して「一場ノ難問」を解決したものと受け止めていた。しかし、総理衙門は次々に「難問」を持ち出して交渉を遅らせる戦術を採り、八六年八月二十九日の会談では、徐用儀が通商章程は十年期限で改正できても「修好條規ニ至テハ、兩國和好ヲ存スル限リ、永遠コレヲ改正スルヲ得サル筈」と主張して塩田を慌てさせた。塩田が日本側の条約草案を総理衙門へ差し出して本格的な交渉へ入つたのは八六年九月四日のことである。

ところが折り返し、八六年八月十三日に起こつた長崎事件（長崎における清国水兵と日本側官憲の争闘事件）が日清関係を緊張させ、条約改正交渉にも悪影響を及ぼすこととなる。塩田公使が八六年十月二十日付の井上外務大臣あての密函で長崎事件の影響に言及し、交渉を催促して

も清国側は容易には応じないだろうと予測(予測)した通り、清国側は交渉を意圖的に停滞させた。在清国公使館付陸軍歩兵大尉の小泉正保は八六年十二月二十三日付の参謀本部長あて機密信(機密)において、長崎事件をめぐる清国側が武力に訴えても撫恤金を要求するだろうとの外国人の間の風説を伝え、「抑々清廷ヲシテ俄ニ我邦ニ向テ虚喝手段ヲ施サント欲スルノ念慮ヲ起サシメタルモ、亦其因由アルモノ、如シ」と推測し、その原因を次のように指摘している。

前キニ清艦数隻、長崎ニ寄泊スルニ際シ、沖縄県知事ハ数十名ノ巡查ヲ卒テ急遽帰途ニ上リ、引続テ人ヲ派シテ対馬沖繩ノ兵備ヲ調査セシメラレ、加之、各新聞紙ニハ種々ノ臆説ヲ記載スル等、之ヲ虚心平氣、外形上ヨリ觀察スルトキハ、我邦ニテハ清艦ノ長崎ニ寄泊セシヲ以テ、沖縄問題ヲ提起スルモノトナシ、之ニ対シテ狼狽シ、遽ニ警戒ヲ加ヘタルモノ、如シ。於是、清廷ニテハ以為ラク、黙々不音、単ニ軍艦ヲ派遣シタルノミニテ、日本已ニ如此ノ挙動アリ、若シ之ニ付加スルニ、虚喝ノ大旨ヲ以テセハ、日本驚駭一方ナラス、為メニ無理ナル要求ニモ任ケテ従フアルヘシト。因テ長崎事件ニ付テモ、…大ニ示威ノ運動ヲナシ、而シテ其要求ヲ達セントスルモノト察セラル。…日本ノ無礼ヲ懲ラシ親密ノ念ヲ挫カントスルハ、清廷ノ宿志ナルカ故ニ、一タヒ輕侮ノ念ヲ増長スルトキハ、其弱点ニ付ケ入り、或ハ沖繩ノ問題ヲ提出シ、或ハ条約改正上ニ難題ヲ申出シ、終ニハ殆ント首フヘカサル毎毎ヲ加ルニ至ラン。

要するに、清国北洋艦隊の長崎寄港と琉球問題を結び付けて「狼狽」「警戒」「驚駭」する日本側の対応ぶりを見た清国側は、「虚喝」の手段を用いて要求を貫徹しようとしているという観測である。依然として琉球問題が日清関係のネックとして認識されている点に注目すべきであ

ろう。確かに、清国の内部にも小泉正保の観測を裏付けるような議論は少なくなく、八七年一月十一日付の「時報」の論説などは「中日屢々和約に梗(いきず)まる。その故は蓋し琉球・高麗の嫌に由る」と強調し、琉球・朝鮮問題を条約改正交渉の行詰まりの原因とみなしつつも、長崎事件については各国公使中の声望ある者に仲裁を依頼し、公平に「判決」させるべしと論じて、平和的解決を希望している。

李鴻章などの外交当局は長崎事件の善後処理の期間、条約改正交渉を中断させたものの、日本側の条約草案の問題点を綿密に検討して対応策を準備しつつあった。駐日公使の徐承祖は八六年十月二十一日付の李鴻章あての電報で、①日本側の改正草案によれば、西洋人が日本に与える裁判権に清国は従わねばならず、日本が西洋人に与える利益は清国には概ね与えられないこと、②日本は暗に利益均霑を要求し、語句に曖昧な点が多く種々欺瞞しているので、照准し難いことなどを指摘しつつ、日本側の草案を改訂交渉の基礎とするには都合が悪いと伝えている。李鴻章もまた徐承祖や配下の朱牧・幹臣らの検討結果を踏まえて、長崎事件が決着した後の八七年二月二十七日総理衙門へ書函を送り、①原約の締結交渉の際には、両国は近隣の国で互いに一律平等であると主張し、西洋各国との条約に較べて弊害のより少ないものとする事ができたこと、②ところが日本は西洋を模倣して以来国勢日々拡張し、屢々条約を翻改しようと考えているものの、清国が原約を堅持して改訂を認めないので、原約に違反して悍然として顧みようとしないことなどを指摘しつつ、「台湾に兵を興し琉球を滅ぼし取るが如きは、廢約と何ぞ異ならんや。今、擬して修改せんとし、約稿の末款に、竟に明目張胆して訂する所の修好條規を將て、某款を除くの外、その餘の通商章程及び約と干るなきの球案の照会すら、一切廢紙と作爲んと欲す。蓋し凶獷まりて七首見わ

れ、処心積慮、概ね知るべし」と強調し、日本側草案の問題点を逐一論駁した上で、できるだけ口実を設けて引き延ばし、あるいはさほど利害に關係のない一二の事項を酌改するにとどめるよう要請している。李鴻章はここで条約改正交渉との関連で琉球問題を持ち出すことを直接主張しているわけではないが、引き延ばし戦術の一環として琉球問題を考慮していたものと思われる。

(三) 日清会談における條約と球案

日本側草案の問題点を指摘した李鴻章書函の発送後まもなく、条約改正の必要なしという李鴻章の意向は曾紀澤から日本側へもリークされた。八七年三月三十一日、日本公使館へ立ち寄った曾紀澤は、塩田公使との私的な会談のなかで「今日御話申ス事ハ総テ秘密ニシテ、且ツ拙官一ノ意見トシテ御聞取被下度」と断わりつつ、李鴻章は「今更別ニ改正ヲ要スヘキ箇条ヲ発見セス」と主張していること、「總署同僚共ニ於テモ其旨ヲ信シ、進ンテ改正ヲ担任スル者トテ無」いことを伝え、「拙官ハ同僚ニ向ヒ、李ノ意見ハ兎ニ角、我政府ハ既ニ日本政府ノ要求ニ同意シタル上ハ、今更退テ約ニ背ク事ハ理ニ於テ決シテ不可為事ナリ、唯タ進ンテ改正ヲ舉行スルアル而已ト申聞候」と強調して前向き姿勢を示したが、治外法権（領事裁判権）については「可成現状ノ儘ヲ存シ置キ度」と主張している。ところが、井上外務大臣は条約改正会議の経過を塩田公使へ通報するに当り「西欧列強トノ条約改訂ノ現局面ハ、清國トノ条約改訂ト密接ニ連関スル所ノ新タナル困難ニ直面セリ」と強調して、清國に對日領事裁判権を放棄せしめるよう交渉を急ぐべしと訓令した。

その前後に塩田公使と總理衙門の会談は再開されたものの、八七年四月十四日の会談では、清國側の廖壽恒らが「修好條規ノ方ハ此儘ニ据置、

通商章程ノ方而已御相談」したいと申し出て交渉を振り出しに戻そうと試み、また八七年四月二十二日の会談では、南北洋大臣に「下問」したところ、両大臣とも「現約ヲ動かササル方可然」と主張しているとか「球案ノ一事」をちらつかせるなど、清國側は案の定消極的な姿勢を示し、引き延ばし戦術を採り続けた。しかし、八七年六月五日の日清会談において、清國側は遂に對案提出の用意があることを表明するとともに、琉球問題について次のように論じた。

曾（紀澤）：夫ノ球案一件ニ付テハ、我政府ニ於テハ、未タ結了セシモノトハ認め不申ニ付、目下コレヲ処理スルト否トニ拘ハラズ、兎ニ角今般改正論ト同時ニ此論題ヲ提出可致積ニ候間、一応右ノ趣申述置度。：塩（田）：將又球案ノ一事ニ至テハ、：貴方ヨリ御論出トノ事ニ候得ハ、其節一応承ハリ可申、乍然目下御相談中ノ修約一事トハ全ク別事ニシテ、彼此毫モ関繫ナキ事ニ候得ハ、球案ハ球案トシテ改正談判ハ改正談判トシテ処理可致候間、其辺ハ豫メ御断リニ及ヒ置候。

曾（壽恒） 勿論御申聞ノ通、彼此関繫ナキ事ニ付、球案ヲ以テ改正案ニ及ホシ、夫レカ為メ尚此上遅延ナラシムルト云フ次第ニハ無之、他日球案ヲ提出ノ時ニ至リ、一応此事ヲ条約改正談判ノ際述へ置タリトノ事ヲ記録ニ存シ置度トノ意マテニ候。：

八六年七月の正式交渉開始の時点ですでに「一場ノ難問」＝琉球問題をクリアしたものと楽観視していた塩田公使にとって、「今回ニ至リ、突然球案ノ問題ヲ提出シタ」清國側の意図は全く「不可解事」あったことから、その狙いについて塩田は「陰ニ改正ニ対スル譲与トシテ我ニ請求スルノ目的ナル哉、又ハ御史其他政府ノ反対論者ノ攻撃ヲ予防スル辭柄トナス積リナル哉、又或ハ英独公使等ノ教唆ニ乗セラレ、別ニ頼ム所ロアリテ斯ク突然申出タル事ナル哉」と推察しつつ、いずれにしても

「間接ニ改正論ヲ挫屈セシメントノ計略」であると受け止め、修約と球案の「両事ヲ混交シテ論スルニ非ス」という曾紀澤の議論も「一時ノ仮旨」に過ぎないのではないかと疑っている。しかし、ここではむしろ清國側が琉球問題を「未結了」として将来提起することを予告しながらも、条約改正とは直接関連させない態度を示していることに注目すべきであろう。蓋し分島・均管条約の調印回避以来、李鴻章・劉坤一・薛福成・何如璋・黎庶昌などが事ある毎に提起していた球案・修約セット論はここでひとまず撤回され、両者は切り離されることとなったからである。果して清國側の総意に基づく戦術転換であるのかどうかはともかく、日清提携論者の曾紀澤はこの日の会談においても「洋外遠隔ノ國ト違ヒ、貴國トノ交誼ハ永遠親密ヲ維持スヘキ」であるとか「貴我兩國ハ云ハ、兄弟ノ國ナリ。此兄弟ノ間柄ハ、又他ノ尋常ノ朋友トハ一種特別ニシテ情好別ナラサルヲ得ス」などと強調し、日清提携の必要性を力説している。

清國側が日本側草案への対案として「改訂条約底稿」を提出したのは、ほぼ二週間後の八七年六月十七日のことであつた。「底稿」の内容は、案の定、日本側の改正重点項目を全て拒否し、対等互恵の原則に基づく部分的な改正にとどまるものであつた。しかも、清國側は予告通り「底稿」と同時に琉球問題に関する照会をも提出した。その内容は次の通りである。——「大清欽命總理各國事務王大臣、照会の事。本衙門、貴大臣と重ねて修約を商するを允さるるは、兩國益々和好を加うるを徴するに足る。惟だ琉球の一案は、久しく辯論を経るも未だ定まらず。現在修する所の条約は専ら商務に變通すべきの処あるがためなり。琉球の一案に至つては、仍お当に辯論未だ定まらざるの事と作為し、此の次の商改の約とは相い關涉する無し。相い応に貴大臣に照会すべし。査照すれば

可なり。須らく照会に至るべき者なり。右、大日本國欽差全權大臣塩田に照会す」。

「底稿」と「球案二関スル照会文」を受け取つた塩田公使は、早速曾紀澤を訪ねて日本側草案末尾の「専条」の削除を約束違反と詰問したところ、「底稿」は「専ラ李鴻章ノ手ニ成リタル者」との返答を得た旨、井上外務大臣へ報告し、さらに琉球問題の提起についても次のように推察している。——「今般球案提出ノ一義ハ、曾氏ノ申ス所ニ拠レハ、内閣ノ議ニ出タル趣ニ候得共、其主謀ハ素ヨリ李鴻章ナル事、疑フヘカラス。又該件ヲ以テ今度改訂ノ通商条約ニハ關係セシムル事ナカルヘシト有之候得共、専条ヲ削除シテ其辦法ヲ不問ニ附シ去リタル所ヲ以テ考フル時ハ、他日我ヨリ清國領事裁判權廢止ノ論題ヲ關議ニ及フノ時ニ當リ、必ラス球案ヲ論出シ、清政府ノ体面云々ノ辭柄ヲ構ヘ、陰ニ之ヲ讓与ノ一種トセントノ計略ニハ無之哉ト被疑候。…彼ノ球案ト云ヒ、又専条削除ト云ヒ、徹頭徹尾、李氏一人專權ヲ振ヒ、曾氏ノ如キハソノ力微々タルニ過キサル様被考候」と。

李鴻章が「主謀者」である以上、修約と球案をセットにして解決を迫る「計略」に違いないと判断した塩田は、対策を検討する必要に迫られたが、休暇のため一時帰国することとなる。しかし、塩田帰国中の八七年七月二十八日、東京における条約改正交渉は無期延期となり、九月十七日井上外務大臣も引責辭職に追い込まれた。かくて、「日清条約ノ改正ヲ緊急トセル理由モ亦タ自然滅却ニ拂シタル情勢」となつたものの、井上に代わつて外務大臣を兼任した首相の伊藤は清國側の「底稿」も提出されている「此機会ニ投シ、成ルヘク我原案ヲ維持シ速ニ談判ヲシテ結局」せしめよとの訓令を帰国中の塩田へ与えた。

伊藤の訓令に基づいて塩田が清國側と談判を再開したのは、翌八八年

一月二十一日以後のことである。この日の会談で清国側は遊歩規定について「両国民等分ニ許可候方公平ノ事」と相互均等主義を認め、「談話ノ口氣極メテ穩情」であつたことから、塩田は「早晚改正を結了」で済むのではないかと期待しつつも、なお「昨年当地出発前最後ノ談判ニ至リ、彼ノ球案未決問題ヲ持チ出シ候事モ有之。又十八年中訂立ノ天津專条ニ関シ、多少変更ヲ需メントノ底意モ有之權推察被致候間、或ハ先ツ我請求ヲ容レ、而後是等ノ論題ヲ提出セントノ策略ナルモ不可知ト存候」と警戒している。漸く、八八年三月から四月にかけて、双方の条約草案に関する説明と弁駁の「節略書」が取り交わされたが、案の定、清国側の「節略書ノ趣意ハ徹頭徹尾当方ノ節略書ニ対シ、何レモ不同意ヲ表示シ」ていた。

清国側の対応が硬化した背景について、塩田公使は八八年五月十一日付の大隈外務大臣あての密函で次のように推測している。——「一昨年曾紀澤氏欧州ヨリ帰来シテ總理衙門ニ入りシヨリ、一時ハ同氏ノ開進説モ行ハレ懸リタル勢ニ相見候処、近日ニ至リ形勢一変シ、總署ノ内幕殆ント退歩ノ色ヲ露ハシ、不相易頑固黨威權ヲ弄シ、孫毓敏・徐用儀等牛耳ヲ取り居、曾氏ノ威權ハ地ヲ弘ヒタリト申者有之。此説稍々信ヲ措クニ足ルヘキモノト被存候」と。曾紀澤の日清提携論や開進説に期待していた塩田は、曾紀澤の威權の低下によって總理衙門の内部に頑固黨の影響が増大したため、条約交渉においても非妥協的な対応を示すようになったものと判断している。かくて、交渉の限界を自覚した塩田は、すでに合意した部分的改正項目だけでも条約改正に踏み切るか、成果不十分のため条約改正を断念して現行条約を維持するか、いずれかを選択するよう大隈外務大臣へ要請したので、大隈は清国側が日本側草案の「特約」（専条）・税目改正などを認めない以上決着すまでではなく、談判

を中止せよと指令した。大隈の指令を受けて塩田は八八年九月十四日總理衙門へ赴き、談判の中止を申し入れるに至る。

ここに於て、清国側は琉球問題などを提起することにより、対等平等の日清修好条規を不平等条約に「改正」しようとする日本側の試みを挫折させることに成功したわけであるが、他方で琉球問題解決のチャンスをも逸し、新たな対日関係の方向を模索せざるを得なくなる。この時期に、日本側もまた通常の外交交渉によって日清条約の改訂を達成することは不可能と判断し、「已ムヲ得ス條約ノ『デノンシエーション』ヲナス事ヲ必要トスル場合」を想定するようになったことに注目すべきであろう。

七 日清提携論の帰結と琉球放棄論

——結びに代えて——

(一) 外交当局の対露警戒と日清提携論

条約改正交渉が中止された後、日清兩國の外交当局はなお日清修好条規体制に替わる新たな相互関係を模索し続けたが、琉球問題や条約改正問題などの相互の懸案事項をどのように解決するかをめぐって、兩國の内部に二つの相い反する志向が交錯した。軍事的解決への志向と外交的解決への志向である。兩國の外交当局の國際情勢認識、とりわけ東アジア情勢認識もまた二つの志向のバランスに影響を与えるファクターとして注目される。

この間、日本側の外務大臣は大隈（八八年二月〜八九年十二月）、青木（八九年十二月〜九一年五月）、樺本（九一年五月〜九二年八月）と交替し、また清国駐在公使の塩田三郎が在任中北京で死亡した後、大島

圭介が後任に任命される。清國側の駐日公使も徐承祖に代わって黎庶昌が再び八八年一月に赴任し、三年余の間東京で対日外交に従事した。

黎庶昌は八九年六月三日、塩田の訃報を受けて哀悼の意を表すために外務省を訪問した序でに、大隈外務大臣と日清関係について懇談したが、その際大隈は「西洋各国のなかには、日清両国の戦争を挑発する者日清両国に和睦を勧める者が頗る多い。今日の大勢を以て論ずれば、日清両国は実に親密な関係を是とすべきである」と主張し、次いで清國の兵船はいつ日本へ寄港するのかを問い、長崎事件を意に介しないよう希望したという。この大隈の發言を外交辭令と受け止めつつも、黎庶昌は他方で「目今の大局は亦た此より出でざるに似たり」と賛意を表し、大隈の日清提携論に共鳴している。

大隈外交の第一の課題は欧米各国との条約改正を達成することであったが、それとの関連でなおアジア外交、とりわけ対清外交にも配慮せざるを得なかった。かくて、塩田の後任として赴任する大鳥にも、条約改正などの懸案解決の任務が与えられた。大鳥圭介がまもなく清國へ赴任して条約改訂交渉に入ろうとしているという情報を得た黎庶昌は、八九年八月十九日大鳥をある閑静な僻處へ招いて会談し、日清関係の懸案について率直な意見交換を行った。その概要は次の通りである。

黎庶昌：最近の西洋各国との条約改訂交渉の模様は如何ですか。
大鳥：米・独・露の三国とは均しく已に改定しました。最近は英國と交渉中で、英國の商務は欧州各国の内でも多いことから、やや意見の異なる所がないわけではないけれども、大概はまもなく決着できるでしょう。

黎庶昌：閣下と榎本大臣は仲がよく、日頃東方の大局に関心を寄せ

ておられることは衆知の通りで、小生も甚だ僥認しています。ただ、今回清國へ赴任し条約改定を交渉されるに当って、私の方から清國側の状況の大略をお知らせしておかなければ、将来閣下の請求事項が清國側に受け入れられにくく、閣下の善意に負くことになるのではないかと恐れます。けれども清國側に日本と仲違いするつもりはありません。実際、兩國の状況は各々異なっています。日本は西法を崇尚していますが、清國はすべて西法に倣うことを願っていません。そこで第一に実行し難いのは清國人民を管轄する件です。というのも、日本は西洋人を管轄し、一切の法度を改めてこれに従わせたいと二十余年間營々と努力してきたけれども、なお西洋人を雇って大審院の裁判官に充てるとすれば、日本在住の西洋人は多くないので実行できるとしても、日本在住の清國人は西洋人より多く、中西の法律は明確に違っていますので、清國人を雇って裁判官に充て西洋の法律で清國人を裁くことはできません。この件が清國にとって決して受け入れられない点です。

大鳥：この件は本々極めて困難な問題で、目下清國へ赴いて協議したいと思っておりますけれども、私に一定の見解がないだけではなく、外務大臣もまた一定不変の弁法があるわけではありません。

黎庶昌：次に琉球の件ですが、この案件は多年放置されたままで、まだ完了していません。清國は必ずしも琉球問題のために日本と戦端を開くつもりはありませんが、閣下が北京へ到着しましたら必ずやこの問題を解説し明確にすべきで、そうしてこそうまくいくでしょう。これは兩國の交誼が厚くなるか薄くなるかの根本問題です。

大鳥：この問題は空戸機が天津で談論した後、わが國人民はすでに決着したものと考えており、且つ今回私が清國へ赴任するに当って、この問題を談論せよとの指示を受けていないので、交渉のテーブルにのせるの

は困難です。

ハアヘン問題については省略

黎庶昌…この外の条項も、清國の受け入れ難いところを強制しなければ、受け入れるべきものは清國もまた必ず承諾し、兩國の交誼は自ずから必ずや日に日に親密になるでしょう。

大島…（徐ろにロシアの畏るべきこと、朝鮮の危うきこと、東方大局の憂うべきことを論じ）もし果たして朝鮮で事件が起これば、日清兩國は均しく不利を蒙ることになるので、私は常日頃好んでこの論（日清提携論）を主張しています。

黎庶昌…閣下の言われることは誠にその通りです。ただ、清國もまた早くからかかる事態を予想して、時々備えを固めています。ロシアは朝鮮の一島を占拠しようと欲しているという最近の新聞紙の議論の如きは、率皆不確かな情報です。私は十日前に局外者の次のような話を聞ききました。つまり、日本が琉球を復旧させ、清國が日本に朝鮮の共同保護を約束すれば、ロシアを拒み、アジアと親しみ、東方は皆落ち着いた気分になるだろう、と。

大島…（首肯して大笑する）

以上の黎庶昌・大島会談において注目すべき点は、第一に両者とも日清提携論をベースとして議論していること、第二に黎庶昌は琉球問題を未完了とみなしてその解決に固執していること、第三に大島はロシアへの警戒を強調して朝鮮問題への関心を煽っていることであろう。黎庶昌・大島会談から二週間後の八九年九月三日、亜細亞協会の榎本武揚が会員を招いて大島公使の送別会を開催した際、黎庶昌も招かれて参加したところ、その場の懇談の席でも大島はしきりに朝鮮問題に配慮していたという。また、二日後に遊歴官の傅郎中を大隈のもとへ派遣して朝鮮

問題に関する意向を伺わせたところ、大隈は「もし他國が朝鮮の土地を尺寸でも侵犯する場合には、わが日本の四千万の人民は全力を以て争うだろう。日本は厳然として朝鮮保護の権利を持つと自任しているからです。また日清兩國は朝鮮とはいずれも極めて緊要な關係にあるので、目下これを撫恤するに嬰兒の如くし、その心を籠絡して他國へ向かわせないようにすべきだし、これを威圧して慄し兩國から離反させるべきではない」と語ったという。

大島や大隈に関する以上のような情報を總理衙門へ伝えるに当って、黎庶昌は次にコメントしている。「大隈は最近朝鮮が清國へ向かわず、日本とも甚だしくは親しまないので、ロシア人が中から播弄し、次第に朝鮮に手を突っ込もうとしているのではないかと深く憂慮しているが、来年国会を開設する際には内政を善らねばならないので、外鮮が突発することを恐れている」と。大島や大隈らの朝鮮問題への関心の強さはロシアへの警戒心の強さの反映であると受け止められていることに注目すべきであろう。日清提携論への共鳴という点では、黎庶昌もまた大島や大隈らと共通の志向を示していたけれども、日清間の懸案事項についての認識にはなお隔たりがあり、その解決のためにはいずれから大幅な譲歩、方針転換が必要であった。

(二) 黎庶昌の琉球放棄・同盟条約締結論

琉球問題をどのように解決するかが日清兩國の「交誼の厚薄」を左右する根本問題であると認識していた黎庶昌は、内外情勢を慎重に見極めつつ、その解決案を構想した。九〇年六月九日付の總理衙門あての書函において、黎庶昌はまず琉球問題をめぐる内外情勢を分析し、①琉球一件に付いては、既に多年の歳月を経ている、宋戸の交渉以来清國側から

問題を提起したこともないので、日本政府は数年前まではなお敢えて公然と沖縄を他府県と同列に置くことはなかつたけれども、今や清国が琉球問題を兵を興して日本の罪を問うことは決してないことを知り、すべて旧来の版図に属する地方と同様に手配していること、②清国側では琉球問題に一派の因縁が残されていて、改めて日本と協議することができると考えているけれども、日本側では不問に打ち捨て長い間借り続けておけば返さなくても済むものと考えているので、清国側から予め琉球問題を提起しないならば、日本が国会開設の時点で自ら提起する謂れは断じてないこと、③近年の隣国との交渉案件について見ると、ロシアとの伊犁問題、イギリスとの西藏・緬甸問題、フランスとの安南問題の如きは、いずれも漸次完結したのに、琉球一件のみはこのように今尚お葛藤を続け、厄介な問題として残っていること、④もし琉球の社稷を存続させようと欲するならば、早い内に日本と争うべきで、もし琉球を棄てて隣国日本と親睦を深めたいのであれば、また議論して終局させなければならぬけれども、一たび琉球問題が提起されるや、必ず多方面に難題が生じ、お互いに排斥し合うことになるだろうこと、を指摘する。つまり、内外情勢から判断すれば、清国は琉球復国のための日清開戦か、琉球放棄による日清提携か、いずれかの選択を迫られているという認識を提示しているのである。

このような認識を前提として、黎庶昌はさらに三つの解決案を建議し、次のように主張する。——「一つは琉球は日本に属し、以後清国は琉球に干渉せず、日本もまた再び朝鮮に干渉せず」と言明することである。これは簡單明瞭にして単刀直入の解決案である。一つは、日本が琉球を回復することを条件として、清国は朝鮮の共同保護を日本に明許することである。これは実際に日本の欲しているところで、わが清国もまた

△半服半反して急いで自主を圖らんとするの朝鮮Vの危機を推して遠ざけることができるので、利害の相い半ばする解決策である。一つは、琉球王の子息の一人を清国へ帰属させ、王爵を世襲させて終身秩禄を与え、琉球人の救國請願に応える責任を果たすことである。これは調停の上妥協する解決案である」と。黎庶昌は最後に「自他の力關係を慎重に熟考して検討すれば、以上の三策を舍いて他に善全の策はない」と強調しているけれども、三つの選択肢の優先順位について直接言及しているわけではない。しかし、琉球復国のための日清開戦か、琉球放棄による日清提携かという選択肢と重ねて見れば、黎庶昌の意向が奈辺にあったかはほぼ推測し得るであろう。

駐日公使としての任期満了を目前にした九一年一月一日、黎庶昌は前後六年間の日本滞在の経験を踏まえつつ、日清關係の過去・現状・将来について論じた長文の上奏文^(三〇)を提出したが、その中心テーマは琉球問題であった。黎庶昌の上奏文の概要は次の通りである。

①日本という國は四面海に阻まれ、地形險固で、全島の長さ約五千余里、南はわが浙江省と対峙し、北は吉林省と近く、実に清国の overseas 「二大屏障」となっている。日本の人民は四千万、確かな戸籍記載の人口である。

②歴史を溯れば隋唐の時代には使節を通じて往来し、甚だ親密であった。西洋各國が日本と通商した後、明治維新・廃藩置県を経て、始めて悪知恵を働かせ野心を抱き、台湾を侵略し、琉球を滅ぼし朝鮮を窺い、わが清國と敵國となるに至った。

③最近の日本はあらゆる面で進歩を求め、陸海兩軍を拡張整備し、工商技芸を日進月歩の勢いで進展させつつあるが、物力は已に竭き、国内では紙幣を流通させながら銀貨は外洋へ流出させ、一朝危急の事態に遭

過すれば勢い支え難い状況にある。

④思うに、日本を軽視するのは非であるが、日本を畏れるのもまた非である。私（庶昌）は二度、命を奉じて日本に駐紮すること前後六年になるが、その間の日本の國情を観察したところ、凡そ三変している。

⑤光緒七年初めて日本に駐在した時には日本人の銳氣はまさに漲り、わが清国を西洋各国より一ランク低い地位に置く意図を隠然と示し、他方では琉球問題が論議されていたことから、わが清国が戦争に訴えるのではないかと甚だ猜忌して防衛に力を入れていたが、光緒八年夏に至って朝鮮変乱が起こるや、わが朝廷は派兵鎮定して迅速な対応策を講じたので、日本は愕然として清国が常に持重を事としているわけではないことを知り、状況は遂に一変したのである。

⑥次いで清仏戦争が起こるや、日本は表面は中立を装い、裏面ではフランス人と結託し、陸軍大臣大山巖を欧州へ遊歴させた際には、実は途中越南を経由するコースをとって清国の軍事力の強弱を探らせ、その後馬江・台湾の戦役には兵船を派遣して観戦させ、清仏戦争に乗じて朝鮮を奪い取ろうと企んだけれども遂に成功せず、その困難を知って退いた。私が再度日本に駐紮するに及んで、適々外務大臣井上馨が西洋各国との条約改正交渉で甚だしく制約を受け、世論の容れざるところとなつて辭職したことから、日本の國情はまた一変したのである。

⑦上年（光緒十五年）九月、大隈重徳が再び条約改正交渉を推進して暴徒に刺傷され、大臣の伊藤博文・黒田清隆らも相繼いで辭職し、人々は警戒心を抱くようになったことから、國情はまたまた一変した。今では日本の朝野上下は既往の失敗を悟り、漸くわが清国に親しむ心を持つようになり、私が最初に日本に駐在した時とはず、かり違つた状況となっている。日本との外交交渉も、従来のとげとげしい雰囲気とは違つて平

和的・友好的である。現在、日本は国会を開設したとはいえ、国会内の議論は平静で、日本国民のなかには私と交際し、アジアの大局について語り合える人も多い。

⑧思うに、無事の時に功績を挙げるのは容易であるが、敗北後の後始末は困難である。日本は一昼夜で往来できる近い距離にあって唇齒相依る隣国であり、その上兩國とも同文で気風もきわめて近いので、禍とも福とも為すことができる。日本は今清国との善隣関係を築きたいという誠実な態度を示していることから、情勢と利害を説いて誘導し、共に聯絡を取り合い、条約改正交渉の際に琉球問題を相互に説明して決着させ、別に新たな「親密往来互助の約」を定めるべきであると思う。そうすればドイツ・オーストリア・ベルギー三國の関係のように、緩急の事態に備えることができ、もし将来西洋列強が東方を挑発して戦端を開いても、肘腋のような近いところで別の問題が生じる事態も避けられるであろう。万国公法や条約は原々当てにならないとはいへ、すでに明文の記録がある以上、わが清国にとっては日本を羈縻する手段となり、日本にとっては第三國人の介入を防ぐ手段となるし、表向き朝鮮のためになるわけではなくても、朝鮮も実際には陰にその庇護を受けることになるから、その利益たるや琉球を論争することよりも十倍の利益となるように思われる。

一見して明らかのように、黎庶昌はここで日本国内の状況変化（対欧米条約交渉の行詰まり→反欧米・親清國感情の高まり）を殊更に誇張し、日清提携論に基づく新たな日清関係の構築を提案しているわけであるが、その核心は琉球放棄を前提とした新たな日清同盟条約締結の提案に外ならない。黎庶昌は遂に琉球を放棄することなしには日清提携は不可能という結論に達したのである。黎庶昌のこの上奏文に付された硃批は「該

「衙門知道せよ」の一語であるが、総理衙門がどのように受け止めたかを
知り得る史料は、いまのところない。しかし、総理衙門や李鴻章は琉球
を放棄して日清修好条規に代わる新たな日清同盟条約を締結することに
躊躇せざるを得なかったであろう。蓋し琉球放棄を明言することは理念
上でも册封体制の崩壊を自認するに等しく、日清修好条規に代わる新た
な日清同盟条約を締結することは、条約改正交渉の経過からも明かのよ
うに、平等条約から不平等条約への変容の可能性を随伴していたからで
ある。

総理衙門や李鴻章にとって、対日譲歩の限界はやはり分島・均甯条約
プラスアルファ、すなわち八一年三月の上諭の枠内での妥協であったと
思われる。しかし、たとえプラスアルファを獲得できたとしても、琉球
問題を決着させるには十分ではなかった。琉球分割に反対する琉球人の
救国運動はなお執拗に継続していたからである。日清戦争の前後に於て
も、なお漂流を装った琉球人の渡清亡命、救国運動が継続されていたこ
とに注目すべきであろう。また、清国内部の対日強硬論や対日警戒論も
なお根強く、総理衙門や李鴻章が黎庶昌の琉球放棄論を受け入れる可能
性は限られていた。かくて、清国外交当局はなお依然として日清修好条
規体制の枠組みを維持し続ける外はなかったのである。

李鴻章の幕僚として洋務派主流の外交論を牽引する役割を果たし続け
た薛福成は、日清戦争の直前の時点で、明治維新以来の日本の西洋化¹¹
近代化の過程を総括しつつ、「日本は西洋諸国と競争することのできる
勢いさえ具え、制度・法律を新設し、頗る観るべきものがある」と評価
した上で、「清国と国交を開いて公使を派遣して以来、睦誼は漸やく敦
く、旧嫌は尽く積かれた。今後、或は国境を接しているために代々仇敵
となり、呉越のように互いに国力を傾けることになるのか、或は同盟を

結んで互いに唇齒の國となり、呉蜀のように相い援助し合う状況が生ま
れるのか、時勢の変化は定まりないので、行くべき方向を予測すること
はできない」と論じて日清関係のあり方を模索し続けている。日清提携
か日清対決か、二つの選択肢を前にして、琉球問題自体の解決よりも自
強を優先すべしと主張し続けてきた薛福成でさえ、日清戦争の直前に至っ
てもなお、いずれを選択すべきか迷いぬいていたことに注目すべきであ
ろう。

註

- (一) 朝鮮總督府編(田保橋潔著)『近代日鮮關係の研究』下(昭和
四八年復刻版)の第三〇章、三石善吉「伝統的國家の内発的發展の
途」(『中国——社会と文化』第五号、一九九〇年)参照。
- (二) 田保橋・前掲(一)五六四頁、鈴木智夫『洋務運動の研究』
(一九九二年)の第五編、茂木敏夫「李鴻章の風國支配観」(『中
国——社会と文化』第二号、一九八七年)等参照。
- (三) 藤村道生「琉球分島交渉と対アジア政策の転換」(『歴史学研
究』三七三三号、一九七一年)、我部政男「明治一〇年代の対清外交」
(『日本史研究』一一九号、一九七一年)等参照。
- (四) 拙稿「洋務派外交と亡命琉球人」I・II(『琉球大学教育学部
紀要』第三六・三三七集、一九九〇年)、「李鴻章と向徳宏(幸地朝
常)」(『琉中歴史關係論文集』、一九八九年)。
- (五) (一) 光緒朝中日交渉史料』上冊(文海出版社)、卷二、
三七七―三八頁(以下、『中日交渉』上と略称)。
- (六) 王紹坊『中国外交史』第一冊(一九八八、河南人民出版社)、
楊公素『晚清外交史』(一九九一年、北京大学出版社)、陳志奇

『中国近代外交史』（上）（民国八二年、南天書局）等参照。なお、洋務派の対外政策全般を検討した芝原拓自氏は清国側の調印回避を、「日本にたいしてはじめて国家の威信を保つものだった」と評価しつつ、「事実上の不平等条約がこのように立ち消えたこと」を指摘するにとどまっている（『日本近代化の世界史的位置』へ一九八一年、岩波書店）四一六―四一七頁）。

（八）たとえば、台湾事件後の塞防・海防論争の過程で、朱采は「日本の我に於けるや、敵國たるか、抑も与國たるか」と問題提起しつつ、「我よく自強して之を馭するにその道を得れば、則ち与國と為り、否れば則ち敵國と為る」との観点から、歴史上の蜀吳同盟の故事を援用して日清提携論を主張している（『清芬閣集』巻二、五三―五四頁）。なお、八〇年代における李鴻章の対日政策を概観した波多野善大氏は、一方で明治初年以來の日本には「領土拡張および勢力拡張を企図する政策」と「東アジアの共同防衛を意図する政策」が存在したことを指摘しつつ、他方で李鴻章に代表される清国側は「終始一貫して『夷をもって夷を制する』政策、すなわち欧米の勢力を借りて日本の拡張政策を防衛する政策をとった」と断じている（『李鴻章——一八八〇年代における対日政策について——』『歴史学研究』二五三号）。しかし、清国内にも対日政策をめぐる対立する潮流が絶えず論争を繰り返し、李鴻章もまたその影響を大きく受けていたことに注目すべきであろう。

（九）外務省編『日本外交文書』一四巻、二七五頁（以下、『外交文書』④のように略称）。

（一〇）吳汝綸編『李文忠公（鴻章）全集』六、訳署函稿、巻十一、四五―四六頁（以下、『李全集』訳署のようにな略称）。

（二）『外交文書』④、二七八頁。外務省編『日本外交年表並びに主要文書』上、八九頁（以下、『外交年表』上と略称）。

（三）歐陽輔之編『劉忠誠公（坤一）遺集』書牘、巻八、一六頁（以下、『劉坤一遺集』と略称）。

（四）中央研究院近代史研究所蔵『清季外交文書・各國交渉雜項（琉球館）』所収。

（五）『中日交渉』上、巻二、三一―三二頁。

（六）『中日交渉』上、巻二、三七頁。

（七）たとえば八一年五月五日の上諭（『中日交渉』上、巻二、四一頁）など。

（八）朱寿朋編・張静慮等校点『光緒朝東華錄』一、八二三―八二四頁（以下、『東華錄』と略称）。

（九）『中日交渉』上、巻二、三九―四〇頁。

（一〇）『東華錄』一、一一八七頁。

（一一）『劉坤一遺集』書牘、巻八、二二頁。

（一二）『劉坤一遺集』書牘、巻八、二七頁。

（一三）『劉坤一遺集』書牘、巻八、三二―三三頁。

（一四）『李全集』朋僚、巻二〇、二二―二三頁。

（一五）八一年四月二十七日付の李文田あての書函に於て、劉坤一は書て琉球問題について「我より先に兵端を啓くべからず」と主張し、球案速結論を唱道したため李鴻章と仲違いしたことを伝え、さらに主戦派の批判を意識しつつ「弟（私）は未だ嘗て戦うべからずとは言わず、また未だ嘗て戦う能わずとは言わず」と弁解している（『劉坤一遺集』書牘、巻八、二六―二八頁）。

（一六）前掲（一三）所収。

- (三六) 薛福成『庸齋全集外編』卷三、二八〇二九頁「答某觀察書」
 (中央研究院近代史研究所編『近代中国对西方及列強認識資料彙編』
 第三輯第一分冊三三五～三三六頁)。
- (三七) 薛福成『庸齋全集籌洋務議』一三〇一六頁「利器」。
- (三八) (元) 薛福成『庸齋全集籌洋務議』二二〇三頁「藩邦」。
- (三九) (三) 薛福成『庸齋全集籌洋務議』九〇二頁「隣交」。
- (四〇) (三) 薛福成『庸齋全集籌洋務議』一八〇一九頁「敵情」。
- (四一) (五) (一) 『沖繩原史』⑨、三二七頁、三三四頁。
- (四二) 『劉坤一遺集』書牘、卷一七、三二一頁。
- (四三) 中央研究院近代史研究所編『清季中日韓關係史料』第二卷、五〇八頁(以下、『中日韓』と略称)。なお、八一年七月二十八日付の総理衙門あての書函に於て、何如璋はまた「宍戸煇國の後より多くは門を杜して出す。惟うに、此の次前外務卿の家に往くは、或は球案の爲めに仍るならん」との情報を報告している(同書、五〇九頁)。
- (四四) (四) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』(外交関係、四十二)。「明治天皇紀」第五、三八六～七頁。黄万機『黎庶昌評伝』(一九八九年、貴州人民出版社)九二～九六頁参照。
- (四五) 『李全集』訳署、卷一三、一頁「重議球案」。
- (四六) (四) 『琉球所屬問題關係資料』八卷、一〇五七～一〇八二頁(以下、『琉球所屬問題』と略称)。
- (四七) 『琉球所屬問題』八卷、一〇八三～一〇八九頁。
- (四八) (四) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (四九) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (五〇) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (五一) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (五二) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (五三) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (五四) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (五五) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (五六) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (五七) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (五八) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (五九) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (六〇) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (六一) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (六二) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (六三) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (六四) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (六五) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (六六) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (六七) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (六八) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (六九) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (七〇) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (七一) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (七二) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (七三) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (七四) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (七五) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (七六) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (七七) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (七八) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (七九) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (八〇) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (八一) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (八二) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (八三) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (八四) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (八五) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (八六) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (八七) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (八八) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (八九) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (九〇) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (九一) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (九二) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (九三) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (九四) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (九五) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (九六) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (九七) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (九八) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。
- (九九) 『琉球所屬問題』八卷、一一一四～一一四二頁。
- (一〇〇) 『李全集』訳署、卷一三、一頁。

- (七〇) 『中日交渉』巻四、二頁、一三三頁。
- (七一) 薛福成は屢々李鴻章・張樹声の上奏文を起草しているのので、後者の見解は事実上前者の見解とみなしてよいであろう。前掲(六七)参照。
- (七二) 『中日交渉』上、巻四、一三〇―一三五頁。
- (七三) 『中日交渉』上、巻四、一六〇―一七頁。
- (七四) 『中日交渉』上、巻四、一〇二頁。
- (七五) 『薛福成選集』一八三―一八四頁。
- (七六) 『中日交渉』上、巻四、一〇二頁。
- (七七) 『薛福成選集』一八三―一八四頁。
- (七八) 『中日交渉』上、巻四、一〇二頁。
- (七九) 『中日交渉』上、巻四、一〇二頁。
- (八〇) 『中日交渉』上、巻四、一〇二頁。なお、他方で黎庶昌は台湾へ水師を増派し軍事力の威圧のもとで琉球問題を交渉した方が決着し易いと強調していることにも留意すべきであろう。
- (八一) (八二) 顧廷龍等編『李鴻章全集』(一九八五年、上海人民出版社)一、一六〇―一七頁。
- (八三) 『李全集』訳署、巻二三、五九―六〇頁。
- (八四) 『李全集』電稿一、十一頁。
- (八五) 『中日交渉』三卷、八九八頁。
- (八六) 拙編『琉球問題と清国ジャーナリズム(資料編一)』(『琉球大学教育学部紀要』三八集、一九九二年)。
- (八七) 拙稿『清代光緒年間の(琉球国難民)漂着事件について―救国運動との関連を中心に―』(『第二回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』(沖縄県図書館、近刊))参照。
- (八八) 光緒十年二月一日付「循環日報」(拙編・前掲(八〇)所収)。
- (八九) 拙編・前掲(八〇)。
- (九〇) 『清季外交史料』巻三七、二―四頁。
- (九一) 坂野正高『近代中国政治外交史』(一九七三年、東京大学出版)三五〇―三五三頁、郭廷以『近代中国史事日誌』第一冊参照。
- (九二) (九三) 中央研究院近代史研究所編『中法越南交渉檔』一、五三二―五三三頁。
- (九四) 『中法越南交渉檔』一、五三五頁。
- (九五) 坂野・前掲(九二)、郭廷以・前掲(九三)参照。
- (九六) 『李全集』訳署、巻四、一七―二〇頁「法國脱使來晤問答節略」。
- (九七) 『琉球所屬問題』八卷、一六九―一七〇頁、高良倉吉「琉球処分と朝鮮・東南アジア」(『沖縄歴史論序説』、一九八〇年、三一書房)、拙著『沖縄近代史研究』(一九八一年、沖縄時事出版)三〇一―三〇三頁参照。
- (九八) (九九) 『李全集』電稿一、一三三頁。
- (一〇〇) 『中法越南交渉檔』二、九四六頁。
- (一〇一) 『中法越南交渉檔』二、七五五頁。
- (一〇二) 『中法越南交渉檔』二、一〇一五頁。
- (一〇三) 『中日交渉』上、巻五、一四頁。
- (一〇四) 『沖縄県史』⑤、三六四頁。
- (一〇五) 『中法越南交渉檔』二、九八九頁。
- (一〇六) 『中法越南交渉檔』三、一五七―一五八頁。
- (一〇七) 薛福成『庸齋全集外編』巻一、一〇―一三頁。
- (一〇八) 『薛福成選集』二〇五頁。

- (二二) 薛福成『庸盦全集外編』卷一、一〇一―二三頁。
- (二三) 『薛福成選集』一九三―一九四頁。
- (二四) 薛福成『庸盦全集外編』卷一、一〇一―二三頁。
- (二五) 『薛福成選集』一九六頁。
- (二六) 『薛福成選集』二〇七―二〇八頁。
- (二七) 『薛福成選集』二〇五―二〇六頁。
- (二八) 曾根嘯雲『法越交兵紀』(明治十九年、報行社)五七一―五八五頁参照。
- (二九) 郭廷以『近代中国史綱』(中文大学出版社)二五二―二五五頁参照。
- (三〇) 『中日韓』三卷、一三二―一三八頁。
- (三一) 劉伯奎『中法越南交涉史』(民国六十九年、学生書局)、邵循正『中法越南關係始末』(民国二十四年、清華大学)参照。
- (三二) 『彭剛直公奏稿』卷五、一一一―一五頁。
- (三三) 『澗于集』奏議四、二―五頁。
- (三四) 劉伯奎・前掲(三〇)等参照。
- (三五) 『拙尊園叢稿』卷五、一―六頁。
- (三六) 『李全集』電稿三、四四頁。
- (三七) 田保橋潔『近代日鮮關係史の研究』上の第十八章、坂野・前掲(三)、崔碩堯「日本政府の対朝鮮政策と甲申政変」(『日本近代史の再構築』山川出版社)等参照。
- (三八) (三六) 『中日交渉』上、卷五、二六―二七頁。
- (三九) 『中日交渉』上、卷六、二一―二三頁。
- (四〇) (三二) 『中日韓』四卷、一六〇―一六四頁。
- (四一) (三三) 『中日韓』四卷、一六四―一六八頁。

- (四二) 『中日交渉』上、卷七、八頁。
 - (四三) 『外交年表』上、九七頁。陳國亭『中日韓百年大事記』(民国六十年、中華叢書編審委員會)参照。
 - (四四) 『中日交渉』上、卷七、一八頁。なお坂野・前掲(三)三九〇頁、牧野伸顯『回顧録』第二冊一四六―一四七頁等参照。
 - (四五) 『中日交渉』上、卷七、一八頁「徐承祖借一」
 - (四六) 曾紀鴻が熱心な日清提携論者であったことは、駐英公使上野景範との対談によっても確認することができる(『曾惠敏公遺集日記』卷二、八―九頁参照)。
 - (四七) 『中日交渉』上、七卷、一九頁。なお「譯者」が徐承祖へ伝えた情報とは、「徳川時代に琉球は日本の風地でない」と各国に対して布告した証拠文獻があり、それを所持していたが、紛失してしまったので目下探索中である」というもので、徐承祖はこの文獻を披し出すことができれば対日交渉の有力な材料となると考えている。
 - (四八) 郭廷以・前掲(三)参照。
 - (四九) 『中日交渉』上、卷七、一四頁。
 - (五〇) 田保橋・前掲(三六)九〇―九三頁参照。
 - (五一) 『中日交渉』上、卷七、三二―三五頁。
 - (五二) 『外交年表』上、一〇三―一〇四頁。
 - (五三) H. B. MORSE "THE INTERNATIONAL RELATIONS OF THE CHINESE EMPIRE" VOLUME II P. 365-367. H 紹坊・前掲(三)九〇―九二頁。
 - (五四) 『中日交渉』上、卷八、七―九頁。
 - (五五) 『李全集』訳書、卷一七、八―九頁「密陳伊藤有治國之才」。
- なお、この時期に李鴻章が日清提携の方向へ大きく傾斜した背景に

は、政変前後の朝鮮の動向、すなわちメーレンドルフの仲介によるロシアの朝鮮への接近という事情が存在したことに留意すべきであらう（田保橋・前掲（一）第五八、第五九章参照）。

(二四) 芝原・前掲（七）四三七頁。

(二五) 『中日交渉』上、巻八、七頁。

(二六) 『沖繩県史』⑮、三六六―三六八頁。

(二七) 『中日交渉』上、巻六、四頁。

(二八) 『彭剛直公奏稿』巻六、三三―三六頁。

(二九) 『彭剛直公奏稿』巻七、一一―一二頁。

(三〇) 『中日交渉』上、巻九、一六―一八頁。

(三一) 拙稿・前掲（六三）参照。

(三二) 『沖繩県史』⑮、三七四頁。

(三三) 拙稿・前掲（五）一二八―一二九頁。

(三四) 拙稿・前掲（五）一三三―一三六頁。

(三五) 『外交文書』⑮、一一一―一二四頁。

(三六) 『外交文書』⑮、一二九頁。

(三七) 津田多賀子「日清条約改正の断念と日清戦争」（『歴史学研究』六五二号）参照。

(三八) 『外交文書』⑮、一三三―一三七頁。

(三九) 『外交文書』⑮、一三八―一四四頁。

(四〇) 『外交文書』⑮、一四五―一五二頁。

(四一) 『外交文書』⑮、一四四―一四五頁。

(四二) 八六年六月十六日の徐承祖の電報によれば、八三年の時点で黎庶昌が「中日は球案を以て大端と為す。それこの次并商するや否や、抑も另議に係るや」と詰問したところ、日本側は北京交渉の不調を

清国側の責任に帰して取り合わなかったという（『李鴻章全集』一、六八〇頁）。

(四三) 『李全集』訳署、巻一八、三一―三三頁「請緩議日本修約」。

(四四) 『外交文書』⑮、一五九―一六五頁。

(四五) 『外交文書』⑮、一六四頁。

(四六) 『外交文書』⑮、一五九―一六〇頁。

(四七) 『外交文書』⑮、一六七―一七〇頁。

(四八) 『外交文書』⑮、一六五―一六六頁。

(四九) 『外交文書』⑮、一八八頁。

(五〇) 『外交文書』⑮、一九二―一九三頁。

(五一) 安岡昭男「明治十九年長崎清国水兵争闘事件」（『法政大学文学部紀要』三六号、一九九一年）参照。

(五二) 『外交文書』⑮、一九八頁。

(五三) 『外交文書』⑮、五六八―五七〇頁。

(五四) 『外交文書』⑮、五六六―五六七頁。

(五五) 『中日交渉』上、巻十、一七―一八頁。

(五六) 『李全集』訳署、巻一九、一―二頁。「論日本修約」。

(五七) 『外交文書』⑮、一二八―一三〇頁。

(五八) 『外交文書』⑮、一三三―一三八頁。

(五九) 『外交文書』⑮、一四〇―一四五頁。

(六〇) 『外交文書』⑮、一四七―一五七頁。

(六一) 『外交文書』⑮、一六四―一六五頁。

(六二) 『外交文書』⑮、一六一―一六三頁。

(六三) 『外交文書』⑮、一六七頁。

(六四) 『外交文書』⑮、一七四―一七七頁。

- (一五) 『外交文書』④、一七一～一七三頁。
- (一六) 『外交文書』④、一七九頁。
- (一七) 『外交文書』④、一七九～一八一頁。
- (一八) 『外交文書』④、四九頁。
- (一九) 『外交文書』④、四六頁。
- (二〇) 『外交文書』④、五五～五六頁。
- (二一) 『外交文書』④、六三～六五頁。
- (二二) 『外交文書』④、七六～七七頁。
- (二三) 『外交文書』④、九二～九三頁。
- (二四) 『外交文書』④、一〇七頁。
- (二五) 『外交文書』④、九四頁。なお、最近、日清条約改正問題を取り上げた津田氏は、「日本政府が望む改正内容を当時の状況下で清國に承諾させる道は、戦争をおいてありえなかった」こと、伊藤らの対清戦争決断の動機のために、「確かに懸案の対清条約改正のねらいが重要な要因として存在していた」ことを指摘している（津田・前掲（二六）参照）。
- (二六) 故宮博物院明清檔案部・福建師範大学歴史系合編『清季中外使領年表』（一九八五年、中華書局）、黄万機・前掲（二六）参照。
- (二七) 『中日韓』五卷、二五九～二六一頁。
- (二八) 『中日韓』五卷、二六四～二六六頁。
- (二九) 『中日韓』五卷、二六五～二六六頁。
- (三〇) 『清季外交稿・各国外交渉雑項（琉球稿）』所収。
- (三一) 『中日韓』五卷、二八七～二八八頁。
- (三二) 拙稿・前掲（二六）参照。
- (三三) 辞福成「日本国志序 甲午」（『庸齋海外文編』『庸菴文編』

一三八九～一三九三頁、文海出版社）。なお、島田久美子『黄蓮蕙』（岩波書店、一九九〇年）参照。